福岡女学院大学短期大学部
2021年度 自己点検・評価報告書
（評価対象2021/04/01-2022/03/31）

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

基準Ⅰ-A 建学の精神・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

基準Ⅰ-B 教育の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

基準Ⅰ-C 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

基準Ⅱ-A 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

基準Ⅱ-B 学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

基準Ⅲ-A 人的資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

基準Ⅲ-B 物的資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源・・ 21

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

基準Ⅳ-C ガバナンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2021年度通年	2021年度通年	2022年度
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果				
基準Ⅰ-A 建学の精神				
基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。				
	(1)建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。	建学の精神は、福岡女学院大学短大学部学則第1章第1条に於いて、「本学は、イエス・キリストに基づく福岡女学院創立の精神にのっとり、神を畏れ、奉仕に生きるよき社会人を育成するために、教育基本法および学校教育法に従って女子の専門教育を行ない、高い教養と実際的な専門知識を授けることを目的とする」と建学の精神は明確に述べられており、その建学の精神は福岡女学院の学院聖句である「わたしはぶどうの木、あなたがたはその枝である。人がわたしにつながっており、わたしもその人につながっていれば、その人は豊かに実を結ぶ。わたしを離れては、あなたがたは何もできないからである。（ヨハネによる福音書第15章5節）」に支えられている。	教育理念・理想を明確に示していることを点検した。	現状を維持する。
	(2)建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。	建学の精神は上記のように学則第一章によって教育基本法および学校教育法に従って女子の専門教育が行われることが述べられており、公共性を有している。	公共性を有していることを点検した。	現状を維持する。
	(3)建学の精神を学内外に表明している。	建学の精神によって教育理念・理想が構築されており、これらはウェブサイトや大学案内などに記載され学内外に明確に示されている。更に年度毎に選ばれる年間聖句はチャペル（講堂）に掲示される。また、毎年実施されるオープンキャンパスでは宗教主事による礼拝の時間が必ず設けられており、建学の精神や教育理念について来場者に理解を求める機会となっている。	学内外に表明していることを点検した。	現状を維持する。
	(4)建学の精神を学内において共有している。	建学の精神を伝える礼拝（チャペル）は、学期中は試験期間を除いて毎日行われ、パイプオルガンの前奏、後奏があり出席者は伴奏を聞き讃美歌を歌い、説教を聞くことができる。この毎日の礼拝が本学のキリスト教教育の根幹であるという認識は教職員に共有されている。	2021年（令和3）度前期においては、「基礎演習A」における建学の精神の扱いについて特に検討しなかった。引き続きの課題である。2021（令和3)年度は4月12日～16日と10月4日～8日の日程で春・秋のキリスト教特別週間が実施された。	大きな変更はなく、現状を維持するが、「基礎演習A」における建学の精神の扱いについては、教員間に共通認識を作る。
		礼拝は10時55分から11時15分までの20分間であり、この時間には授業を設置していない。また礼拝は必修科目の「聖書概説A・B」と連動しており、出席が点数化され、学生が建学の精神に触れやすいよう工夫されている。キリスト教センターより週報が配布され、そこには毎回の説教者とテーマが記載されている。2020（令和2）年度に引き続き2021（令和3）年度もCOVID-19の影響により、形態を変えて礼拝が行われた。週に二回、チャペルの時間に動画を配信し、礼拝の時を持っている。チャペルの時間に参加できなかった学生は、後日、閲覧も可能である。授業との連携としては、学生が聞いた奨励についてのレポートを提出させ、評価に入れている。学年度末の卒業式の前日には卒業礼拝があり、キリスト教教育の締めくくりとなっている。聖書やキリスト教関係の授業、毎日のチャペルでの讃美歌や説教、入学式、卒業式、クリスマス礼拝、ボランテイア活動等々の機会で建学の精神を学生に伝えているが、クラスアドバイザーが担当する1年生前期の必修科目である基礎演習クラスにおいても建学の精神を学生に伝える機会を設けている。		
		さらに前期授業期間中と後期授業期間中にはそれぞれ「春のキリスト教特別週間」「秋のキリスト教特別週間」を設定し、チャペルの時間を通常の20分間から40分間に延長し、理事長、学院長、学長、牧師らにより、福岡女学院の歴史、学問と信仰に関わる講話、学則、教会への招き等の講話を実施している。「秋のキリスト教特別週間」では全学修養会を設定し、2時間目の授業時間帯をこれに充て、講師の講話を聴き、学院の精神に触れる機会を設けている。そのほか障がい者施設や老人ホームなどの社会事業施設を訪問する「施設訪問」やクリスマス礼拝など様々な特別行事に参加することにより、学生は建学の精神、キリスト教精神を理解する機会を得ている。		
	(5)建学の精神を定期的に確認している。	全教職員のキリスト教教育の意識向上と建学の精神の共有を目的として、全教職員修養会が毎年開催されている。毎年テーマが決定され、それに沿った講師の講演を聞き、そのあと分団に分かれて討議を行い、全体集会でまとめをしているが、2020（令和2）年度に引き続きCOVID-19感染症対策の観点から修養会は中止となった。しかし、10月5日にオンライン講演会を実施し、東京外国語大学の蔵田明子先生を講師としてお招きし、『香港から考える平和』というテーマでオンライン講演をして頂いた。全教職員は建学の精神を確認した。	全教職員は建学の精神を確認した。	現状を維持する。
基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。				
	(1)地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。	地域社会に向けて以下のような公開講座、生涯学習授業、ボランティア等を実施している。 1. グレープカップコンテスト（Grape Cup Contest） このコンテストは国際社会における女性の活躍と英語教育振興を目的として、九州・山口地区の高等学校女子高校生を対象に、1974(昭和49)年度に福岡女学院短期大学開学10周年を記念して福岡女学院短期大学主催で開催を始めた英語暗唱コンテストである。2019(令和元)年度で46回目を迎え9月28日に開催したが、2021（令和3）年度の第48回グレープカップは、COVIOD-19感染症対策の観点から、1974年度の第1回開催以来、2020・2021年度と2年連続して中止となった。	2021（令和３）年度の第48回グレープカップは中止された。	2022（令和４）年度は実施する。

			Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
			2. 福岡女学院大学短期大学部主催公開講座 英語教育の幅広いジャンルにおいて英語の発音教育を大切なもののひとつと認識し、2001(平成13)年度から学内外に向けて講演会とワークショップを開始した。講義と演習という形で講演会と発音ワークショップを2010(平成22)年度まで毎年開催していたが、2011(平成23)年度から講演会と発音ワークショップを隔年にし、多数の小中高の教員等英語教育関係者の出席を得てきた。長年にわたって同じ講師による講演会・ワークショップを実施してきたが、2019（令和元）年度は新たな企画を実施した。関西大学文学部教授、フレッド・アンダーソン氏を招き、“Globalization and Communicative Competence in Japanese Classrooms”というタイトルの講演を開催した。2020（令和2）年度はCOVID-19感染症対策の観点から、大学内に入構禁止となっていることを踏まえ、開催中止にせざるを得なかったが、2021年度は夏休みに福岡女学院中学校・高等学校英語科主任の英語教諭坂本彰男先生の英語教育についての講演及びワークショップをオンラインで実施した。	2021（令和３）年度はオンラインで公開講座を実施した。	2022（令和４）年度も感染状況を鑑みながら、公開講座を実施する。
			3. 出張講義 出張講義の依頼があればできるだけ要望に応じて当該高校に専任教員が出かけている。出張講義の依頼は毎年3、4校程度だが福岡市内に限らず、大分県、長崎県においても出張講義を実施している。講義時間も受講人数も各出張講義によって異なり、4～5名から30名以上まで幅が広い。時間も45分から90分まで1回あるいは2回など様々である。本学の教員が担当する出張授業の内容は「英語の何を学ぶか」「卒業後の進路について」「高校時に準備しておくこと」などを中心として、具体的に英語科でどのような学びをするかについて話をしている。これから受験をする高校生に進路を決定するためのアドバイスや入学後の短期大学での学びのモチベーションを高めてもらうことを主眼にこの講義を実施している。2021(令和3)年度は佐賀県立唐津西高等学校とオンラインで出張講義を行った。また、2022年3月8日佐賀学園高校への依頼があったので、対面での出張講義を行った。	佐賀県立唐津西高等学校とオンラインで出張講義を行った。また3月8日佐賀学園高校へ対面での出張講義を行った。講義を担当する教員についても輪番制をとることとした。	2022（令和４）年度も依頼があれば実施する。
			4. 生涯学習センター 福岡女学院大学生涯学習センターは、キリスト教精神に基づき国際的視野に立って充実した生涯の実現を目指す人のために生涯学習の援助活動をおこなう事を目的として、1989(平成元)年4月1日に開設され、1990(平成2)年に開講した。講座は春学期、秋学期、冬学期それぞれ完結するものと夏期集中講座がある。2018(平成30)年度は1年間で100講座あまり、受講者数はほぼ1000名を数えた。また2000(平成12)年からは男女共学とし、講座内容も一層充実させた。現在は「学びの満足度を高める」ことを目標に、一般市民のためのリカレント教育をはじめ、卒業生、保護者、在学生、教職員、その他多くの人に広く学習の機会を提供し、社会に貢献するセンターとして発展を遂げている。	2021（令和３）年度前期も感染対策をして、短期大学部からの教員の派遣はしなかったが、大学全体として講座を提供した。	2022（令和4）年度は教員の派遣を含めて、生涯学習センターへの貢献を模索する。
		(2)地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。	本学は日本航空と包括的提携協定を締結しており、毎年学生を対象とした日本航空現役客室乗務員による講演会と日本航空羽田訓練センター、格納庫の見学を行っているが、2020（令和2）年度に引き続き2021（令和3）年度も、日本航空羽田訓練センター・格納庫見学は中止となった。しかし現国際線客室乗務員である英語科卒業生によるオンラインでの講演会は実施した。在学生からも多くの質問があり、学生にとって有意義な体験となった。	2021（令和３）年度6月29日「基礎演習A」の時間にオンラインで実施した。	2022（令和４）年度は対面で行うことを目標に、引き続き、日本航空と連携して、講演会、空港研修を提供する。
		(3)教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。	2021（令和３）年度は、キリスト教センターを中心にクリスマス時には学内で献金を募り、施設に寄付をしている。また老人ホームや障がい者施設を訪問し、施設職員のサポートを行うことに加えて、地域貢献センターと連携して、那珂川市教育委員会主催の「イングリッシュデイ」（小学生を対象とする英語イベント）に学生を4名派遣した。また、学生には、地域貢献センターからボランティア募集の案内を発信している。	2021（令和３）年度7月18日に開催されたオンラインでの那珂川市との連携による英語ボランティア活動に学生が4名参加した。	2022（令和４）年度は、地域貢献センターと連携しながら、学生のボランティア活動への参加の機会を増やす。
基準Ⅰ-B 教育の効果					
基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。					
		(1)学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。	本学の教育目的・目標は建学の精神に則り、福岡女学院大学短期大学部学則第1章第1条において短期大学としての教育目的が示され、第2章第2条において学科の教育目的が宣言されている。	短期大学部英語科としての教育目的が宣言されていることを点検した。	現状を維持する。
		(2)学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。	学則によって規定された教育目標・目的は、学内外に表明されているが、まず、学生、教員向けには、毎年年度初めに配布される履修ガイドで周知される。2021(令和3)年度はガイドのp38において確認することができる。また、学外に対しては本学ウェブサイトの「教育理念」の中に掲載されている。	教育目標・目的・目標は学生・教員向けの履修ガイドP38において確認できた。学外に対しては本学ウェブサイトにて点検できた。	現状を維持する。
		(3)学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。	学科の教育目的、目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについては、毎年行われている学院アドバイザー会議において、点検されている。学院アドバイザー会議には、地元福岡及び九州に拠点をおく企業の代表が参加しており、短期大学部の教育・研究についてアドバイスをもらっている。 2021(令和３）年度はキャリア開発教育センターアドバイザーミーティング（9月9日、2月25日、オンライン開催）で、ポリシーに基づく教育などについて3名のアドバイザーと教員間で意見交換がなされるとともに、包括連携協定先である朝倉市、小郡市、春日市から意見を伺った。また、教育目標・目的についての自己点検は、学科会議で行っている。	2021（令和３）年度は7月と9月の学科会議で自己点検を行った。	現状を維持する。

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
	2021年度通年	2021年度通年	2022年度
基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。			
(1)短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。	学科・専攻過程の学習成果は、建学の精神に基づいて策定された「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）にある6つの項目の習得によって計られている。	短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めていることを点検した。	現状を維持する。
(2)学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。	学科・専攻過程の学習成果は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）を具現化するために定められた「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）によって定められている。	学科・専攻過程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めていることを確認した。	現状を維持する。
(3)学習成果を学内外に表明している。	学習成果の公表について、教育課程における学習成果の指針となるのは学位授与数であるが、それについては本学ウェブサイトで毎年、公表している。また、資格取得者数に関しては、総合旅程管理主任者資格取得者数についてのみ公表している。学内・学外向けとして、卒業礼拝後に授与式を行い、卒業式では保護者向けに資格取得者リストを配布している。更にその取得者数に関しては、毎年『大学案内』に記載し公表している。TOEIC®の結果については、学科のブログ「学科TODAY」において、ピックアップ記事として掲載するほか、イマージョンコースの学習成果として、『大学案内』で公表している。	2021（令和3)年度は、短期大学部独自のパンフレットを作成し、その中で、TOEIC®の伸びについて公表した。	現状を維持しつつ、公表できる学習成果について学科会議で検討を始める。
(4)学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。	学生の学習成果に関する定期的な点検については、英語科の学科会議、或は学部教授会の中で行っているが、3月の卒業判定会議は、学生の卒業認定の重要な判断の場となる。また、7月と12月の学科会議では、学生のTOEIC®IPのスコアをクラス分けの資料として用いるほか、個々の学生の習熟度を確認する場となっている。2021(令和3)年度はCOVID-19感染症対策の観点から、4月のクラス分けプレイスメントテスト、7月のTOEIC®IP 共にTOEIC®IPオンラインテストを実施した。後期もCOVID-19感染症対策の観点から、12月にTOEIC®IPテストをオンラインで実施し、2年生は伸長度測定、1年生は翌年度クラス分けのデータに使用する。	2021（令和３）年度は7月の学科会議において、学生のIPテストの結果について確認し、クラス分けの資料として用いた。	現状を維持する。
基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。			
(1)三つの方針を関連付けて一体的に定めている。	三つの方針はそれぞれ「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）を具現化するものとして「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）が策定されており、それに適する人材を獲得するために「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）が定められている。これら三つのポリシーは関連付けて一体的に定められている。	三つの方針を関連付けて一体的に定めていることを点検した。	現状を維持する。
(2)三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。	三つの方針は、定期的に学科会議、教授会、入試委員会、将来計画委員会、自己点検・評価・FD委員会などで議論され、策定されている。	三つの方針を組織的議論を重ねて策定していることが点検できた。	現状を維持する。
(3)三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。	三つの方針は教育目標を含む全ての教育活動の根幹をなすものとして、カリキュラムマップ（教育課程ナンバリング系統図）に示されている。系統図に基づいた教育活動が行われている。	三つの方針を踏まえた教育活動を行っていることが点検できた。	現状を維持する。
(4)三つの方針を学内外に表明している。	大学ウェブサイトにおいて学内外に公表されている。	大学ウェブサイトにおいて学内外に公表されていることを点検した。	現状を維持する。
基準Ⅰ-C 内部質保証			
基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。			
(1)自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。	2015(平成27)年12月15日に最終改正された福岡女学院大学短期大学部自己点検・評価・FD委員会規程があり、それに基づいて自己点検・評価活動を行っている。併設大学にも同様の自己点検・評価・FD委員会規程があり、大学自己点検・評価・FD委員会が学長を議長として組織されており、併設大学と本学は委員会を同一にして、様々な委員会活動を共に行っている。しかし就学年数が2年間と、四年大学より短い短期大学部学生の学習成果達成度など多くの項目については、四大の学生とは異なる観点からの考慮、点検・評価の必要性があるため、カリキュラムなど本学のみに関わる課題に関しては、短期大学部自己点検・評価委員会で独自の自己点検・評価を行っている。併設大学との合同の委員会には学部長、学科長が出席しているが、短期大学独自の自己点検・評価・FD委員会にはすべての英語科の教員が携わっている。	自己点検・評価のための規程及び組織を整備していることが確認された。	現状を維持する。
(2)定期的に自己点検・評価を行っている。	短期大学部は英語科1学科で構成されているため、2021(令和3)年度も自己点検・評価・FD委員会と称しての会議は開催しなかったが、8月に行われた学科会議の場で実質的な点検・評価・FD活動を行った。2020年（令和2）年度の報告書は9月に作成された。今年度の2021年(令和3)年度自己点検・評価報告書は、3月に学科の教員によって分担され作成された。	2021（令和３）年度は7月と9月の学科会議で自己点検を行った。	現状を維持する。
(3)定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。	2020(令和2)年度自己点検・評価報告書は、大学ホームページで公開されている。	2021（令和3）年度分は2022（令和4）年度に公表予定である。	現状を維持する。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2021年度通年	2021年度通年	2022年度
	(4)自己点検・評価活動に全教職員が関与している。	自己点検報告活動については、学科の教員は全員が関わっているが、職員に関しては全員ではなく、担当部署、自己点検評価委員会に関わる職員のみで点検・評価が行われている。	全教職員ではないが、担当部署、自己点検評価委員会にかかわる委員が点検を行った。	現状を維持する。
		また、自己点検評価活動の一つである授業評価については以下のとおりである。学生による授業評価の実施、教員の授業の質向上のための公開授業参観をそれぞれ年2回ずつ実施しているが、公開授業は事務職員の参観も可能である。学生による授業評価では、共通に定められた項目で評価を受けている。評価項目のなかには授業への満足度を評価する項目が含まれ、学習成果の獲得に向けての判断材料となっている。教員は評価のデータに関して学生にフィードバックのコメントを作成し、公表している。公開授業では参観者のコメントが担当者に伝えられ、教員はデータ、意見をもとに授業改善に役立てることが可能となっている。	2021（令和３）年度は学生による「授業評価」、教員の「授業公開」ともにオンラインで行われた。	現状を維持する。
		（学生による授業評価） 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行うために、2021年(令和3)年度は以下の通り「学生による授業評価」を計画・実施した。 実施時期：前期　2021年6月21日（月）～7月2日（金） 後期　2021年11月29日（月）～12月10日（金） 実施対象：学内教員・学外教員（非常勤講師等） 10名以上のクラスで実施。 形式　：無記名 2021年(令和3)年度は授業評価票を配布せず、「Mission Net」によりWEB方式により実施。全授業共通の様式で行われた。 全学、学部単位の結果公開と、各教員から学生宛てフィードバック文章の公開。学生は教員のフィードバック文章を参照できるものとなっている。 実施率　：専任教員　前期100%　後期100% この活動は、教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、効果を得ている。実施率は上記のとおりであり、FD活動のひとつである「学生による授業評価」は充分に運用されていると判断する。次年度もFD活動を組織的かつ多面的に実施するためのひとつとして、「学生による授業評価」を全学レベルで実施する。	FD活動のひとつである「学生による授業評価」は充分に運用されていることが確認できた。	現状を維持する。
		（授業公開） 教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に授業の改善・向上に向けた取り組みとして授業公開を実施した。なお2021年(令和3)年度は遠隔授業が基本となったため従来の方式が変更となり全教員対象ではなく、前期・後期それぞれ学科で1名ずつの教員の授業公開となった。 実施時期：前期　2021年6月8日（火）～7月6日（火） 後期　2021年11月1日（月）～11月26日（金） 目的　：授業を公開する、または授業を参観することにより教育改善に役立てる 方法　：短期大学部の教員1名の授業をオンラインで公開する。 原則として所属学科の公開授業をオンラインで参観する。 なお所属学科以外の公開授業を参観する場合は3日前までに公開授業　担当教員にメールにて参観依頼をする。 授業公開参観感想を所定のフォームで提出する。（前期） 参観後学科で意見交換会を開催する。（後期） 授業改善の今後の検討材料として「授業公開への感想」を提出する。 実施率　：公開教員数　前期100%　後期100% この活動は教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果に基づき改善・向上に向けた取り組みになっている。前期は6月10日、後期は11月の公開講座について7月・12月の学科会議でFD活動を行った。	2021年度の公開授業はオンラインで行い、7月と12月の学科会議でFD活動を行った。	現状を維持する。
	(5)自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。	自己点検活動に高等学校等の関係者の意見聴取は取り入れていない。	意見聴取は取り入れていない。	高等学校等の関係者の意見聴取が可能であるか、検討を始める。
	(6)自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。	自己点検評価において作成された報告書をもとに、学科では、年度末、年度初めに点検され、改革改善に用いられている。	7月と9月の学科会議で自己点検にかかわる点検作業を行い、将来計画に活用した。	現状を維持する。
基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。				
	(1)学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。	学習成果を焦点とする査定は、学生の成績や英語の習熟度、報告書やアンケートをもとに学期末にあたる主に7月、8月、2月、3月の学科会議を中心に行われている。	2021（令和３）年度は学習成果については、7月と9月の学科会議において、検討した。	2022（令和４）年度は電子ポートフォリオの電子化を始め、学習成果の査定の資料として活用する。

			Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
		(2)査定の手法を定期的に点検している。	査定の内容や手法については、必要に応じて、学科会議で検討されている。	9月の学科会議で検討した。	学科会議で検討する。
		(3)教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。	本学は教育の質の向上と充実のために、以下のようなPDCAサイクルを有している。 ① Plan ・建学の精神の周知、教育目的・目標の設定・周知 ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、学習成果の設定 ・授業の設計、シラバスの作成 ・学年暦による短期大学部独自のプログラム年間スケジュールの設定 ② Do ・オリエンテーションの実施 ・授業の実施 ・短期大学部独自のプログラムの実施 ・学生生活全般の支援 ③ Check ・学生の卒業判定、TOEIC®スコアの確認 ・授業評価アンケートの実施 ・学習成果調査アンケートの実施 ・授業参観の報告書 ・非常勤講師懇談会の開催 ・プログラムに対する学生の報告書や発表の確認、アンケート確認 ・卒業生アンケートの実施 ・学生動向調査による確認 ④ Action ・カリキュラム検討会議 ・授業公開による報告書 ・授業評価に対する学生へのフィードバック	教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用していることが確認できた。	現状を維持する。
			Planに関して、2021（令和3）年度も感染症対策の観点から、学年暦による年間スケジュールの変更を余儀なくされたため、学科会議でたびたび検討され、修正が行われた。Doについては、2021（令和3）年度前期は短期大学部独自のプログラムである新入生一泊研修、留学プログラムが中止、朗読コンテストは開催形態の変更を余儀なくされた。新入生オリエンテーションは、対面で行ったが、7月の履修オリエンテーションはオンラインで行った。学生生活全般の支援については、基礎演習やSeminarのクラスで、必要に応じて面談（Google Meet）を行い、学生の生活のサポートを行った。Check機能についてであるが、学生の学習成果の点検は、学科会議において行われている。2021（令和3）年度は、実施したオンライン留学のアンケートの確認がなされた。最後にActionについてであるが、授業評価や授業公開などの点検作業によって生じた課題については、学科会議で検討された。特に2021（令和3）年度は、多くの授業が遠隔で実施された為、学生からの要望や質問に対応できるよう、学科会議で検討が重ねられた。		
		(4)学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。	学校教育法、短期大学設置基準等に関わる関係法令については、担当部署により適宜確認され、法令遵守に努めている。関係法令の変更などがあった場合には、連合教授会、教授会、学科会議の場において、教員に周知され、必要な場合には、審議を経て変更を行っている。	学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守していることが確認できた。	現状を維持する。
基準Ⅱ 教育課程と学生支援					
基準Ⅱ-A 教育課程					
基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。					
		(1)卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。			
		①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。	学則第1章第1条「目的および使命」に提示された教育の使命ならびに目的を達成するために、教育課程を通して、「卒業要件・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に掲げた6項目を身につけ、所定の単位(2020年入学生は65単位以上：必修科目35単位・選択科目30単位以上)を修めた学生に短期大学士の学位を授与している。	卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示していることを確認した。科目間の評価基準については、2022（令和４）年度に向けて検討を始める。	2022（令和４）年度はルーブリックを活用した評価基準を導入する。
			「卒業要件・学位授与の方針」における卒業の要件としては、所定の単位の修得が定められている。具体的には、卒業に必要な単位数を65単位以上と定め、そのうち必修科目35単位、選択科目30単位以上（そのうち、コース選択科目群より12単位以上）を修得する。学則第5章「履修方法、単位認定および卒業」第10条「卒業に必要な単位数」および『2021履修ガイド（教務・履修編）』教育課程の英語科カリキュラムにおいて、学位授与の方針における卒業の要件について明確に周知されている。		

			Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
			成績評価の基準については学則第5章第13条において、単位の認定は試験およびそれに準ずるものとして、成績評価はAA、A、B、C、D、Fで表しAA、A、B、Cを合格とする旨が明記されている。2020年度ウェブシラバスでは、それぞれの科目ごとに設けられた「成績評価」において、授業への取り組み、試験、レポート、発表などの項目ごとに成績評価の割合が細分化され、それらを基準に総合的に評価することが示されている。		
			資格取得の認定については「小笠原流礼法」の「花英伝許状」についてシラバスで明記している。「旅程管理Ⅰ」「旅程管理Ⅱ」については、それぞれの科目の単位修得後、「指定研修」および「旅程管理実務研修」を経て、「旅程管理主任者」資格取得となる。シラバスに加えて担当教員による説明会、資料の配布等が行われる。		
			学則等における学位授与の方針の規定については、学則第5章「履修方法、単位認定および卒業」第10条「卒業に必要な単位数」、第11条「単位の計算基準」第13条「単位認定」で規定する。第11条「単位の計算基準」で、授業科目に対する単位数は、講義・演習については15時間の授業をもって1単位としている。ただし、授業形態に応じて教育効果、授業時間外での学修を考慮している。実習・実技等を中心とする授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。第13条「単位認定」では成績評価について規定している。なお、第3章「修業年限および学生定員」第5条において、修業年限を2年とし、在学期間は4年をこえることはできないことを規定している。		
		(2)卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。	学則第1章の「目的および使命」にも明示されているように、イエス・キリストに基づく福岡女学院設立の精神にのっとり、奉仕に生きるよき社会人を育成するために、教育基本法および学校教育法に従い女子専門教育を行っている。また第2章「学科および教育課程」で言及されているように、英語科では英語運用能力およびコミュニケーションの手段としての英語の習得を目指し、英語のスキル習得と教養教育の融合により、世界に貢献できる国際人の養成を目的としている。卒業生の運輸、金融、保険、医療、卸売、宿泊、飲食サービス業と多分野にわたる業種への就職状況、また併設大学、他の四年制大学への編入状況、提携校であるウィスコンシン大学への編入学状況を鑑みても、本学の目的および使命と学科および教育課程に基づいた学位授与方針は、社会的に通用性があるといえる。	卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。	コロナ禍の状況を踏まえながら、海外との連携を模索する。
		(3)卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。	「卒業要件・学位授与の方針」の定期的な点検や、教育課程の見直しの点検、学生の学習成果については、学科会議、年度ごとの自己点検活動で確認がなされている。また、「卒業要件・学位授与の方針」が建学の精神を踏まえた教育の目的と使命に基づくことについては、シラバスの作成時に定期的に確認がなされている。	「卒業認定・学位授与の方針」については、カリキュラム改正会議において、確認がなされた。	現状を維持する。
基準Ⅱ-A-2　学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。					
		(1)教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。	本学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、基準Ⅰ-B-2のように、「卒業認定・学位授与の方針」に対応している。	「教育課程編成・実施の方針」は、「卒業認定・学位授与の方針」に対応していることを確認した。	現状を維持する。
		(2)教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。			
		① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。	本学の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて、必修・選択科目ともに、キリスト教、基礎、英語に分類されており、さらに選択科目はそれに加えてキャリア教育、第二外国語を設置している。英語科目に関しては、「Speaking & Listening」は必ずネイティブ教員が担当するよう人員を配置している。また、英語関連科目をさらに細分化した科目の場合（英文学、米文学、英語学）、それぞれの分野で専門性の高い資格・業績を備えた教員が授業を担当している。キリスト教科目については、キリスト教主事の教員が担当し、旅程管理関連科目については、旅行業に携わり観光業分野において実務経験が豊富な教員を配置するなど、短期大学設置基準の教員の資格に則り適切に配置している。	短期大学設置基準にのっとり体系的に編成していることを確認した。	現状を維持する。
		② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。	授業科目の編成およびその単位数については、『2021履修ガイド（教務・履修編）』掲載の別表に定められており、本学の教育課程が「卒業要件・学位授与の方針」に対応するに至る、学習成果に対応した授業科目編成は以下の通りである。	学習成果に対応した、授業科目を編成していることを確認した。	現状を維持する。
			必修科目及び選択科目から編成される授業科目は、学習成果が「卒業要件・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に対応し体系的に編成されており、ディプロマ・ポリシーに沿って学習成果に対応した授業科目が設置されている。に明記してある「イエス・キリストを通して、神を畏れ、すべての人を愛し、奉仕する態度」を育成するために、キリスト教関連科目が設置され、新約聖書と旧約聖書の基本概念及び知識を得て、聖書の人間理解についての知識を身につけることを学習成果に掲げている。		

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2021年度通年	2021年度通年	2022年度
			「異なる文化を理解し、尊重する態度」の育成に寄与する科目として、1年次後期から2年次前後期に開講されるコース別選択科目が挙げられるが、これらの科目は異なる文化への理解を深め尊重する態度の育成に寄与する科目として設置されている。コース別選択科目は、1年次後期設置のコース別選択科目群および2年次前期設置同科目群から、合計12単位以上の修得が卒業要件となる。1年次選択科目として設置される「旅程管理Ⅰ」「海外語学研修」は、実践的に異文化理解を深める契機となる科目である。選択科目「第二外国語」の科目は、英語以外の言語を学ぶ機会を提供している。		
			「自分の将来の姿を描き、それを実現しつづけようとする意志」を培うために、1年次必修科目「基礎演習A」「基礎演習B」、2年次「SeminarⅠ」「SeminarⅡ」において、少人数クラス編成によるアドバイザー制度を採用している。特に「基礎演習A」「基礎演習B」では、短期大学生活と将来の進路について役立つ知識と技能を身につけ、考える力と表現する力を養うことを目標としている。教員は学生の学習状況、進路についてのアドバイスを含むサポートを授業および面談等で行い、将来に対する学生のモチベーション維持に貢献している。「SeminarⅠ」「SeminarⅡ」においては、卒業を控えた学生がより専門的な事柄を理解し表現する力を養いながら、将来への様々な可能性を培うための支援を行っている。		
			「論理的に考え、明瞭に表現する能力」の育成については、とりわけそれぞれのコース選択科目で開講されている授業科目が該当する。これらの科目では前述した表現力に加え、専攻するテーマについて参考文献や資料を探して基本的知識を身につけ、説明する能力や情報収集・分析能力等の養成を行っている。		
			「自分の将来を支えるのに必要となる技能と知識」については、必修実技科目である「小笠原流礼法」で、礼儀作法の神髄を理解し自然で美しいふるまいを身につけることを通じて社会人としてのマナーを身につける。「エアライン講座Ⅰ」「エアライン講座Ⅱ」では就職に必要な知識や心構え等を養成する。キャリア教育選択科目では、それぞれの就職を見据えた実践的技能と知識の習得を目標としている。特に「インターンシップ」では就業体験を通して、主体的に職業選択をする能力や、高い職業意識を養うことを目標としている。		
			「英語を適切に用いて、コミュニケーションをとることができる能力」については、1年次から2年次に英語必修科目「Speaking & Listening」「Reading」がそれぞれⅠからⅣまで開講されており、基本的な英語スキルを段階的にレベル別クラスで学ぶことができる。TOEIC®に関しては「TOEICⅠ」と「TOEICⅡ」が必修科目として開講されている。また、コースの特色に応じたコース選択科目として「Advanced Speaking」や「Academic Writing」などが開講されている。英語選択科目ではより細分化された英語能力の強化を念頭にさまざまな角度から英語コミュニケーション能力を伸ばすことを到達目標とする。また、「TOEIC応用A」「TOEIC応用B」「TOEFL対策」を選択科目として設置することで、英語科目の資格検定にも柔軟に対応できるようにしている。		
			以上のように、本学の「卒業要件・学位授与の方針」における6項目は、卒業要件となる必修科目、選択科目、コース選択科目それぞれに教育目標と到達目標と連動しており、授業での取り組みや試験の結果が学習成果として効果的に現れる仕組みとなっている。		
		③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。	学生が習得すべき単位数について、特に履修できる単位の上限は定めていないが、時間割の編成上、学生が学期中に習得できる科目の数は限定されている。	単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしていることを確認した。	現状を維持する。
		④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。	成績評価については、『2021履修ガイド（教務・履修編）』Part5「成績」において明記されており、短期大学設置基準に則り厳格に基準に基づいての評価が行われ、教育の質を保証している。	成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。	現状を維持する。
		⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。	シラバスには、それぞれの授業科目ごとに学科で決定された共通の教育目標・到達目標が明確に示されている。授業内容についてはそれぞれの担当教員が、共通の教育目標と到達目標に沿って授業ごとのスケジュールを組み立てて明示しており、それぞれの授業内容に応じた事前事後学習の内容も示している。授業時間数については60分授業の場合週2回、90分授業は週1回の計算で開講回数を示し、同様に時間ごとの授業内容についてスケジュールを明記することを義務付けている。成績評価の方法・基準については、授業への貢献度、取り組み、発表、レポート、試験などを細分化して、それぞれの評価の割合を明確に示し評価している。授業で使用する教科書・参考書についての情報も明示されている。	シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示していることを確認した。	現状を維持する。

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
	⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。	本学は通信による教育を行う学科・専攻課程にはあたらない。	本学は通信による教育を行う学科・専攻課程にはあたらないことを確認した。	現状を維持する。
	(3)教育課程の見直しを定期的に行っている。	学科・専攻課程ごとの教育課程編成については、年度末3月および新学期4月に、学科会議において年間の教育課程の総括および見直しを行なっている。	学科・専攻課程ごとの「教育課程編成」については、カリキュラム改正会議において、確認がなされた。	現状を維持する。
基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。				
	(1)教養教育の内容と実施体制が確立している。	教養教育の内容については、シラバスにおいて、それぞれの教育目標、到達目標のもと、授業概要、計画、評価が明記され、実施体制が確立している。特筆すべき教養教育科目は、建学の精神を反映するキリスト教科目「聖書概説A・B」、また、基礎科目の「小笠原流礼法」と「基礎演習A・B」である。これは全て必修科目である。	教養教育の内容と実施体制が確立していることを確認した。	現状を維持する。
		小笠原流礼法は、宗家本部と業務委託覚書を交わし、東京より資格を持つ講師を迎え講座を開講しているが、礼儀作法の神髄を理解し、「自然で美しいふるまい」を身につけることを教育目標とし、その到達目標として、①人を思いやる心、②公共でのマナー③TPOに合わせた自然なふるまい④和室でのマナー⑤日本の伝統を獲得すること、が掲げられている。これらの到達目標に達し、試験に合格した学生は、「花英伝」の許状を取得することができる。2年という短い間で社会に学生を送り出すため、礼法の授業を取り入れることにより社会で役立つ教養の養成を目指すものである。		
		また、「基礎演習A・B」では、専任教員によるクラスアドバイザーが担当し、建学の精神を確認し、英語の基礎力と日本語能力を新聞や書籍を通して培うことを目的としている。また、学生生活の基礎を養う科目としても位置付けられており、学生の学習面（初年次教育の一環としてメモの取り方や、図書館の使い方などを学ぶ）だけでなく、生活面においてもアドバイスをするなど、それぞれの学生のケアを行うことができる役割を担っている。また、学科の取り組みや連絡事項を伝達できる場でもある。		
		その他コース選択科目に、英語のスキルに関わらない様々な教養教育を行う科目が設置されている。更に2年間という短い期間で社会に出ることを考慮し、情報系の科目「コンピュータ基礎技能」（3科目）、「マスコミュニケーション論」「情報の考え方」を設置している。また、第二外国語に関しても中国語、韓国語、フランス語が開講され、2年間を通して学習することが可能である。		
	(2)教養教育と専門教育との関連が明確である。	これら教養教育と専門教育の関連は、教育課程ナンバリング系統図によって示されている。	教養教育と専門教育との関連を教育課程ナンバリング系統図によって確認した。	現状を維持する。
		教養科目ではないが、英語科独自の教養教育活動の一環として、イングリッシュ・ラウンジの活動、学長杯英語朗読コンテスト、認定留学・交換留学・支援金制度短期留学、グレープカップコンテストなどを行っている。これらの活動は全て英語のスキルアップに係るものであり、「発音クリニック」、「Speaking & Listening」、「Reading」等の英語専門科目と密接な関連が明確である。2021（令和3）年度においては、オンライン留学を実施するとともに、学長杯英語朗読コンテスト、スピーチコンテストを開催した。		
	(3)教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	授業として展開されている教養教育科目では、それぞれの到達目標を基準に成績評価が行われ、教育の効果が測定・評価されている。教養教育活動としての短期大学のプログラムについては、学科会議で評価・改善が行われている。	教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいることを確認した。	現状を維持する。
基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。				
	(1)学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。	職業教育に関連する科目として「小笠原流礼法」「情報の考え方」「エアライン講座」「旅程管理(旅程管理主任者資格取得基礎研修に該当)」「コンピュータ技能」「キャリアデザイン」などをカリキュラムに設置し開講している他に、進路就職課が実施する就職支援プログラム（業界・職種理解・OG講演会・企業説明会など）を時間割上に明示し、1年生全員に参加を求めている。こうした科目のいくつかは英語科専門科目であるコース選択科目として開講されており専門教育と教養教育の連携が図られている（「系統図」参照）。	学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制を確認した。	2022（令和4）年度は新たに「医療事務Ⅰ」「医療事務Ⅱ」の科目を導入し、新たな分野への職業接続の機会を増やす。
		2021(令和3)年度においては、進路就職課が実施する就職支援プログラムは、対面による説明会や勉強会を行うことができなかったため、オンラインによる情報の発信、提供が行われた。また、毎年実施されている「航空会社乗務員講演会」は6月に行われたが、「航空会社訓練施設研修」は中止された。		現状を維持する。

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
	2021年度通年	2021年度通年	2022年度
(2)職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	職業教育科目に関してはシラバスに明記された方法でその効果が測定・評価されている。	職業教育科目に関してはシラバスに明記された方法でその効果が測定・評価されていることを点検した。	現状を維持する。
基準Ⅱ-A-5　学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。			
(1)入学者受入れの方針は学習成果に対応している。	「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）は、「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に対応するように設置された「教育課程編成と実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）を軸に策定されており、学習成果に対応している。	「入学者受入れの方針」は学習成果に対応していることを確認した。	現状を維持する。
(2)学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。	「入学者受け入れの方針」は「福岡女学院大学・福岡女学院大学短期大学部ウェブサイト」の「学部・大学院」および「福岡女学院大学・福岡女学院大学短期大学部　入学試験要項」で明確に以下の通り公示している。	学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示していることを確認した。	現状を維持する。
	短期大学部英語科では、英語によるコミュニケーション能力を伸ばし、異文化理解を深めるとともに、社会に貢献できる人材を育成します。したがって、英語科では次のような学生の入学を期待しています。 1. 英語に興味を持ち、実践的な英語運用能力を向上させようとする学生。 2. 自己と自己を取り巻く世界を探求しようとする好奇心を持つ学生。 3. 自国の文化と異文化に興味を持ち、相互の理解を深めようと努める学生。 4. 教養を深め、社会に貢献できる力を身につけようとする積極的な学生。		
(3)入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。	「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）は、高等学校の教科全般への関心、基本的な英語力、社会への関心を持つことが、入学前に求められる能力であることを謳っている。	入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示していることを確認した。	現状を維持する。
(4)入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。	入学選抜方法については、教育課程編成と実施の方針および学位授与方針を鑑み、提示された「入学者受け入れ方針」に基づいて行われている。	入学者選抜の方法は、「入学者受入れの方針」に対応していることが確認された。	現状を維持する。
(5)高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。	入学者選抜の方法については、総合型選抜入試Ⅰ期Ⅱ期、学校推薦型選抜入試試験(指定校推薦、公募推薦)、一般選抜型入学試験（共通テストブラス:専願面接併用型Ⅰ期Ⅱ期、共通テスト単独型Ⅰ期Ⅱ期Ⅲ期、個別試験型Ⅰ期Ⅱ期）、特別入学試験（外国学校修了者・社会人）といった多様な入学選抜の方式を採用することによって、本学入学者への受験機会の確保と、多面的に受験生の能力を評価することにより多様な学生の確保を行っている。また指定校・公募推薦試験では入学前の学習成果の把握・評価をするためにそれぞれ評定平均値や選考基準を設定し明確に示している。	高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施していることが確認された。	現状を維持する。
(6)授業料、その他入学に必要な経費を明示している。	授業料、その他入学に必要な経費、受験料などは入試要項に記載し公表している。	授業料、その他入学に必要な経費を明示していることを確認した。	現状を維持する。
(7)アドミッション・オフィス等を整備している。	本学のアドミッション・オフィスは入試広報課が担当している。	アドミッション・オフィス等を整備していることを確認した。	現状を維持する。
(8)受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。	受験の問い合わせなどに対しては入試広報課が窓口となり、適切に対応している。	受験の問い合わせなどに対して適切に対応していることを確認した。	現状を維持する。
(9)入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。	入試広報課は定期的に高等学校訪問を行い高等学校関係者の意見を聴取し、定期的に点検している。	入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検していることを確認した。	現状を維持する。
基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。			
(1)学習成果に具体性がある。	修業年限の中で教育課程を通して、キリスト教、異文化への理解と尊重、将来へとつながる技能と知識、論理的思考や表現力、英語によるコミュニケーション能力を身につけて学習成果をあげ卒業認定へと至ることが、学位授与方針に則り定められている。「教育課程の編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）は、「卒業認定・学位授与の方針」に対応しており、それぞれの科目に対する学習方法、学習成果の評価の在り方はシラバス（授業概要）に表記されている。学習成果の具体性、達成可能性、期間内での獲得の可能性、実際的な価値、測定の可能性については以下の通りである。	コロナ感染症により実施できなかったテスト等もあるが、学習成果に具体性があることを確認した。フランス語は今年度、受講者数が定員に満たなかったため閉講を余儀なくされた。	現状を維持する。

			Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
			キリスト教の価値観や考え方を学び、人に奉仕する態度を身につけることを目的に設置されたキリスト教科目群は、聖書や配布教材を活用し担当教員による講義を中心とする。新約聖書、旧約聖書の熟読を課題とし、チャペルへの出席、教会への出席、レポートの提出により、これら科目群における学習成果の達成および期間内での獲得が可能である。また、学生生活全般を通して日常的にチャペルへの参加が求められており、入学時、創立記念日、卒業式などの式典においても学院聖句や年間聖句等を通してキリスト教を学ぶ機会が与えられている。以上のように学院生活全般を通して本学の根幹をなすキリスト教に対する学習の成果が認められる。		
			しかしながら、2021（令和3）年度前期においては、COVID-19感染症対策の観点から、チャペルはオンラインで説教の動画と原稿を配信することになり、教会への出席等も実施できなかった。		
			専門的な知識や技術を体系的に学ぶために設置された、イングリッシュイマージョンコース、アカデミックインテンシブコース、エアライン・ツーリズムコース、において、それぞれのコースごとに差別化された幅広い知識、技能、考え方を習得する学習成果がシラバスにおける教育目標および到達目標で明文化されている。		
			イングリッシュイマージョンコースは、2020（令和2）年度以降の方法を踏襲し、設定スコアを500点にし、より多面的に学生を受け入れることを試みた。本コースでは多くの授業がネイティブ教員により英語のみで行われており、日常的に英語で思考し自分の考えを英語で表現する能力が求められる。「Academic Writing A,B」「English with Mobile Devices」で英語での表現力や英語で発信する力を身につけ、「Current Issues A,B」「Literature A,B」を通して英語で考える力を養うことを目指す。2021（令和3）年度はCOVID-19感染症対策の観点から、通常の試験は実施されなかった。学習成果はオンライン課題やレポート、オンライン上での小テスト等で測られた。		
			2021（令和2）年度はイマージョンコースの募集としては、TOEIC®オンラインテストを実施し、500点に達した学生の中から希望者を募った。専任教員との面接はMeetを使用してオンラインで実施した。現在、2学年合計24名の学生が在籍している。		
			アカデミックインテンシブコースでは、英語を通して言葉や文化、文学の知識を身につけ、アカデミックな内容についての表現力を獲得することを根幹に学習方法や学習成果の在り方がカリキュラムに盛り込まれている。コース別科目である「Advanced Speaking」「Academic Writing」では、集中的に専門的な英語を駆使する能力が学習成果として求められる。「Academic Writing」ではパラグラフの論理的構成を理解し、文章を作成する能力、「Advanced Speaking」では日常会話レベルからディスカッション力の獲得を学習到達点とし、その学習成果を期末試験、レポート等で判断している。また、英字新聞の読解力、時事英語の語彙力強化、英語のニュースを聞き取る力を養うことを目標に「ニュースの英語」が開講されている。英語のニュース音声のディクテーション、語彙の小テスト、読解設問を通して学習成果が測定される。英文学、米文学、英語学の専門科目として、「英米文学講読A、B」「英文学史」「米文学史」「英語のしくみ」が開講されているが、その専門性や特徴はシラバスで明記されており、試験、プレゼンテーション、レポートやインタビュー等で学習成果が測定される。しかしながら、2021（令和3）年度はCOVID-19感染症対策の観点から、通常の試験は実施されなかった。学習成果はオンライン課題やレポート、オンライン上での小テスト等で測られた。		
			エアライン・ツーリズムコースでは、運輸、観光産業で働くための基礎的な能力を身につけ、業界で求められる専門的な知識や技能を習得し、英語でコミュニケーションをとることを学習成果として提示するカリキュラムが提供されている。英語力および英語強化科目として、「English for Tourism A、B」「Business Writing」が設置されている。「旅程管理Ⅱ」では実践的に観光業の旅程管理主任者（ツアーコンダクター）資格取得に必要な基礎知識、「エアライン講座Ⅱ」では航空業界の専門的知識や技能の習得を学習成果の目標とする。「旅程管理Ⅱ」「エアライン講座Ⅱ」ともに、それぞれ実務系専門分野の教員が担当し、具体的かつ実践的なカリキュラムに沿って開講されている。「Cultural Studies(Japan)」「Cultural Studies （Europe)」「観光サービス入門」「比較文化」は、観光産業に携わることを希望する学生に求められる自国と異文化への理解、観光サービスに対する幅広い知識の習得を目標にそれぞれ実際的な学習成果がある。2021（令和3）年度はCOVID-19感染症対策の観点から、通常の試験は実施されなかった。学習成果はオンライン課題やレポート、オンライン上での小テスト等で測られた。		

			Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
			選択科目群はキリスト教、基礎、英語、キャリア教育、第二外国語の分野に分類されており、学生の関心に応じて履修可能となっている。「平和学」（集中講義）「キリスト教の歴史と文化」ではキリスト教、異文化への理解を深め、グローバルな視点を持つことを学習成果の目標とする。基礎に分類されている「エアライン講座Ⅰ」「旅程管理Ⅰ」「旅程管理実務研修」などは航空業界、観光業界の基礎となる知識、技能の習得を学習成果の目標とする。「旅程管理実務研修」（集中講義）は「旅程管理Ⅰ」で習得した知識を活かし、実際に実務的なツアーコンダクターとしての仕事を体験して学ぶことで学習成果を確認している。「マスコミュニケーション論」「ジェンダースタディ」を通して現代社会の問題に目を向け、考察する力を習得することができる。「プレゼンテーション」では、機器やパワーポイントを用いて、データ収集と活用により、効果的なプレゼンテーションを行うという実際的な学習効果がある。学習効果は授業内での発表という形で確認される。英語分野である「発音クリニック」「映画の英語」は英語運用に必要な英語の音の特徴を聞いて学ぶ、ネイティブスピーカーが実際に話す言い回しや表現を身につけることができるという学習効果の獲得が可能である。「TOEIC応用A,B」「TOEFL対策」などはTOEIC®テスト、TOEFLテストでの高得点を目指す学生を対象に開講されている。テストの解答の方策を学び、授業内での模擬試験、および、公開テスト、学内で実施されるTOEIC®IPテストを通してその学習成果が確認される。2021（令和3）年度はCOVID-19感染症対策の観点から、通常の試験は実施されなかった。学習成果はオンライン課題やレポート、オンライン上での小テスト等で測られた。		
			「海外語学研修」（集中講義）では英語圏の語学学校に通うことで短期間に英語学習の効果が得られる海外語学研修では成績評価に加えて、現地の語学学校より修了証書が授与される。		
			2021（令和3）年度はコロナ感染症の影響により、海外渡航が禁止されたため、「海外語学研修」は中止となった。		
			実務的技能や知識会得のため設置されたキャリア教育科目群における「インターンシップ」「キャリアデザイン」はその学習成果について特徴的な科目である。「インターンシップ」では、就業体験を通して職業についての知識を身につけ、社会人としての心得や心構えを企業での研修期間内で習得することを到達目標とする。受け入れ企業による勤務評価および研修学生の日誌および報告書により、学習成果を5段階で企業の担当者が評価し、最終的には学内の担当教員が総合的に評価する。		
			2021（令和3）年度の「インタンーシップ」はオンラインで実施された。		
			「コンピュータ基礎技能」「コンピュータ技能（文書作成）」「コンピュータ技能（データ活用）」ではコンピュータの基本操作、ワードやエクセルの操作方法を学び、学生自らがコンピュータを操作して学習することで実践的なPCスキルの獲得が可能である。第二外国語科目群に関しては、「中国語」「韓国語」「フランス語」が半期ごとにⅠⅡⅢⅣとレベル別に開講されており、それぞれのレベル科目の習得を経て段階的に履修する科目である。明確にレベルごとの達成目標等が提示してあり、期末試験を通して読む、書く、話す、聴くといった四技能を学習成果として獲得することが可能となっている。2021（令和3）年度はCOVID-19感染症対策の観点から、通常の試験は実施されなかった。学習成果はオンライン課題やレポート、オンライン上での小テスト等で測られた。		
			中核となる英語科目については、コミュニケーション手段として、適切に言葉を使用できることを学習成果の到達点として英語科目群を設置している。英語必修科目として、1年次から2年次にわたり、「ReadingⅠⅡⅢⅣ」「Speaking & ListeningⅠⅡⅢⅣ」「TOEICⅠⅡ」「Process Writing」が開講されている。必修英語科目「ReadingⅠ」では基本的なリーディングスキル、語彙力の習得、「ReadingⅡ」では速読と精読、文法事項の理解、専門的分野の理解のための語彙力、「ReadingⅢ」ではさまざまな話題のエッセイ、教養、専門分野の語彙力の習得、「ReadingⅣ」ではアカデミックな分野の文章、英字新聞の読解、各学問分野の語彙の習得が学習成果として細分化して提示されている。担当教員は習熟度別クラスごとにテキスト、授業スケジュールを設定し、学習成果を期末テスト、授業参加度などで評価している。「Speaking & Listening」も「Reading」と同様に、ⅠⅡⅢⅣと段階を踏みながら、学生の習熟度に応じて英語の会話力、リスニング力のレベルアップを目指す。「Speaking & Listening」科目はすべてネイティブスピーカーである外国人教員が担当し、英語での簡単な自己紹介や会話を出発点として、実践的に英語で議論し、高度な英語を聞き取る力を身につける。これらの学習成果もレベルごとに到達目標として細分化して明示されており、インタビュー、テスト、プレゼンテーションなど実践的な方法で評価されている。		
			「SeminarⅠ」と「SeminarⅡ」では、1年次に学んだ知識や技能を基礎として、専門分野の学びを深め、集大成として探求した課題をまとめ、発表することを目標とする。それぞれの教員ごとに提示されたテーマに沿って学生はレポート、研究発表等を行っているが、セミナーの学習成果は、発表ないしはエッセイなどで評価されている。		
		(2)学習成果は一定期間内で獲得可能である。	上述のように、学習成果は一定期間内で獲得可能である。	学習成果は一定期間内で獲得可能であることを確認した。	現状を維持する。
		(3)学習成果は測定可能である。	上述のように、学習成果は測定可能である。	学習成果は測定可能であることを確認した。	現状を維持する。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2021年度通年	2021年度通年	2022年度
基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。				
	(1)GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。	GPAは2年次の特待生を決定する際、推薦編入希望の学生を選抜する際の判断材料として用いている。しかしGPAの数値の基準となる成績評価は習熟度別クラスごとのものであり、上位クラスと下位クラスのあいだの基準となる数値の差を設けず、同一の基準であるため、クラスごとの学生の学習成果を測ることはできても、全学生のレベルでの判断基準とはなっていない。	GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）などを活用していることを確認した。9月の学科会議で、これらの一部を電子ポートフォリオにしていくことを確認した。	2022（令和4）年度に電子ポートフォリオを導入し意向できるデータについて検討する。
		学習成果の量的・質的データであるが、単位の取得率と学位の取得率においては、卒業判定の学科会議で共有され、資格試験の合格率については、特に「旅程管理主任者」についての資格取得状況が学科会議で共有されている。学生の業績の集積は、Mission Net内に収められ、教員は学生指導の際に利用することが可能である。		
		また、学内で実施されたTOEIC®IPテストの学生のスコアは学科事務室が管理し、専任教員と情報を共有している。学生の英語の習熟度についてであるが、入学後に新入生を対象に英語のプレイスメントが実施される。その後、1年生は前期、後期、2年生は後期にTOEIC® IPテストを受験する。さらに希望者のみが対象であるが、TOEIC® IP テストが前期、後期に数回ずつ実施されている。これらのテスト結果のデータを基に学生を習熟度別クラスに分け、教員は担当科目のテキスト選定や授業計画の作成に活用している。		
	(2)学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。	インターンシップや留学などへの参加率、就職率に関しては、国際交流課や進路就職課よりデータが提供され、学科会議、教授会で情報を共有しており、アドバイザークラスの学生指導に活用している。	学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用していることを確認した。	2022（令和4）年度に電子ポートフォリオを導入し反映できるデータについて検討する。
	(3)学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。	学習成果のデータについては、すべてを公表しているわけではないが、就職率や編入率、卒業率などは大学のウェブサイトで公表している。	2021（令和3）年度は学科TODAYを通じて編入先、編入学生数を公表した。	学科会議で公表できるデータについて検討を重ね、公表できるものについては随時公表する。
基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。				
	(1)卒業生の進路先からの評価を聴取している。	卒業生の進路先からの評価の聴取については、2021（令和3）年度は具体的に調査等を行なっていない。現在は郵送によるアンケート調査は行われていない。進路就職課の職員が企業訪問した際、個別に卒業生の評価を聴取している程度というのが現状である。	自己点検・評価・FD委員会で実施に向けて検討する。	進路就職課、他関係機関と協議を続ける。
	(2)聴取した結果を学習成果の点検に活用している。	点検に適切な量のデータが収集されていないため学習成果の点検に活用はされていない。	来年度に向けた課題である。	卒業生に意見聴取をする態勢を構築する。
基準Ⅱ-B 学生支援				
基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。				
	(1)教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。			
	①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。	卒業認定・学位授与の方針は、教育課程編成・実施の方針に反映され、シラバスに記載され、それに則して教員が授業を行い、成績評価を出すことで成績評価基準は学位授与の方針に対応したものとなっており、これによって教員は学生の学習成果を評価している。	シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価していることを点検した。	2022（令和４）年度はルーブリックを学習成果の評価に用いる。
	② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。	教員は担当科目の成績評価に関して、課題を出したり、小テストを実施したり、ノートの提出を求める、授業態度を加味するなどの工夫がなされている。単にテストの成績だけで評価を出すのではなく、複数の評価項目を設けて成績を出すようにしている。このように複数の評価項目を採り入れ多面的に見ることによって、学生の学習成果の状況を把握することが可能となっている。またアドバイザーは学習成果の獲得状況であるGPAやTOEIC®のスコアなどのデータ、学生の単位取得状況などはウェブ上で把握することができ、学生を指導する参考にしている。	学習成果の獲得状況を適切に把握していることを確認した。	現状を維持する。

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
	③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。	授業改善を目的として、2021（令和3）年度は前期・後期の学期末近くに学生による授業評価をオンラインで実施した。対象となる科目は受講者が10名以上の科目すべてである。教員は授業評価を受け、学生の評価結果のデータは全教員に自己点検・評価・FD委員会から報告された。教員は各自評価結果についてコメントを書き、学生にフィードバックして公表した。このように学生の授業評価を採り入れることにより教員は次の学期からの授業の改善に取り組んでいる。	学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用していることを点検した。	現状を維持する。
	④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。	授業内容については、年12回以上開催される学科会議が授業改善等の意見交換の場となっており、組織レベルでのFDが継続的に行なわれている。2021（令和3)年度は2023（令和5）年度へ向けて学科のカリキュラムの見直しを行った。	授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っていることを点検した。	2022（令和4）年度は非常勤講師との連絡会は、大学の形式に合わせ、短期大学部の教育方針等の伝達については、分科会を開く。また必要に応じて、オンライン会議を開く。
		非常勤講師には授業に関する確認事項を文書で配布し理解を求め、非常勤講師懇談会では意思の疎通、協力・調整を図っていたが、2021（令和3）年度は3月22日にオンラインで実施された。また、併設大学と合同で開催されるFD研修会で、FDの諸問題が議論され、授業・教育方法の改善に努めている。COVID-19感染症対策の観点から、2021（令和3）年度のFD研修は前期にオンラインで2回実施され、後期にもオンラインで1回実施された。		
	⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。	学科・専攻課程の教育目的・目標は学則第2章の学科および教育課程第2条に述べられているとおりであり、教員はそれに留意して担当科目の授業を行っている。しかしながら教育目的・目標の達成状況を把握するには至っていない。	検討を続ける。	教育目的・目標の達成状況を把握・評価する態勢を構築する。
	⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。	学生に対する履修及び卒業に至る指導については、クラスアドバイザーとして1年次、2年次を通じて全てのクラスに配置された専任教員によって指導が行われる。履修に関しては教務委員が主として指導の任に当たるが、クラスアドバイザーの教員も自分の担当のクラスの学生については履修の指導を行い、教務委員とともに学生がスムーズに科目履修ができるように指導する。また、欠席回数の多い学生への指導もアドバイザーが行っている。2021（令和3）年度は、新入生に対しては、入学式後のオリエンテーション期間の際に、学内で学生を集めて履修指導を実施した。1年生後期に向けての履修指導は県内のCOVID-19の感染状況を鑑みて、学内に学生を集めて履修指導を実施することが的確ではないと判断したため、Google Meetで教務委員を中心に、履修方法の指導をし、各クラスのアドバイザーも学生の履修指導を行った。また3月28日に在学生オリエンテーションをオンラインで実施し、2022(令和４）年度の履修方法を指導した。卒業延期となった学生や再履修が必要な学生に対しては、教務委員が主として履修指導をするが、アドバイザーの教員も自分のクラスの学生については履修指導を行う。	学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っていることを確認した。	現状を維持する。
	① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。	学生の大学図書館の利便性を向上させるため、毎年入学後のオリエンテーションで新入生を対象に図書館でのオリエンテーションを実施していた。このオリエンテーションで新入生は電子書籍の閲覧方法、本の検索方法等を学ぶことができる。2021（令和3）年度は新入生に対する図書館オリエンテーションは「基礎演習A」の時間を利用して行われた。	大学図書館が学生の学習向上のための支援を行っていることを確認した。	現状を維持する。
	② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。	コロナ感染症に対応するため、通常の貸し出し業務に加え、大学図書館検索サイトにて新入生向け大学図書館オリエンテーション資料を掲載したり、オンラインで活用可能な書籍の提供を行い、また、必要であれば郵送サービスを行うなど学生の利便性を向上させている。	教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させていることを確認した。	2022（令和４）年度の新たな試みとして、英語科が推奨するExtensive Readingをオンライン化する。
		英語科では、大学図書館の利用を促し、英語力の向上を図るため、1年次後期に全員を対象に英書多読を目的としたExtensive Readingの課題を課している。	オンライン上での課題提供へと方向転換を試みた。	
	③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。	教職員は研究室に一台、専用のコンピュータを保有し、業務や授業に活用している。	教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用していることを確認した。	現状を維持する。
	④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。	情報教育センターによるオリエンテーション、短期大学部独自のPCオリエンテーションを、新入生を対象に行っている。情報教育センターのオリエンテーションでは情報フロアの使用方法、コースパワーや学内のオンラインシステムの紹介を行っている。	教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理していることを点検した。	現状を維持する。

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
	⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。	短期大学部独自のオリエンテーションでは、学内メールの使用方法、女学院ポータルサイト（大学から発信される電子掲示板）の閲覧方法、レポートをウェブ上で教員に提出することができるコースパワーの使用方法を提示している。さらに、学生がコンピュータの基本操作ができるように授業科目として、「コンピュータ基礎技能」、「コンピュータ技能（文書作成）」、「コンピュータ技能（データ活用）」を設けている。入学時にはコンピュータ知識や技術に関して学生間で大きな差があるため、受講登録の前にコンピュータ知識・技能に関するチェックリストを配布し、受講が必要かどうか確認させている。情報教育センターは、毎年オリエンテーションを行っているが、2021（令和3）年度はオリエンテーションは実施されず、新入生には、オリエンテーションの内容を資料としてまとめたものが配布されると同時に、ウェブサイトで情報が提供された。また、英語専門科目の授業においてであるが、従来は、CALL教室、Interactive Learning Studioを利用して、DVD教材を用いて英語を学ぶ、コンピュータとヘッドセットを利用して発音を学ぶ、などコンピュータを利用した授業が学内で実施されている。2021（令和3）年度においては英語専門科の授業の多くは対面授業とオンライン授業の併用で実施された。そのため、CALL教室は、対面授業での使用だけでなく、学内で遠隔授業を受講する学生のためにも開放された。	2021（令和3)年度は、全学生にパソコンを用意することを推奨した。教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っていることを確認した。	2022（令和４）年度の新たな試みとして、「コンピュータ技能」にプログラミングの基礎理解を到達目標として導入する。
基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。				
	(1)入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。	2021（令和3）年度は、入学手続き者に対して入学前の2月に計2回勉強会を開催した。当初は1回目を対面、2回目をオンラインで実施予定であったが、COVID-19感染症対策の観点から両日ともにオンラインで実施した。希望者のみの参加であったが、22名の参加者を得た。英語科教員がTOEIC®公式問題集を用いて、入学後に受験するTOEIC®IPに向けての対策、勉強方法等、入学までに為すべき事柄、学生生活についての情報を提供した。	COVID-19感染状況により、オンラインでの実施となったが、大きなトラブルもなく実施できた。来年度も対面あるいはオンラインで実施予定である。	入学手続き者に対して勉強会を継続する。
	(2)入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。	新年度授業開始前には新入生、新2年生に対してそれぞれ1週間ほどかけて教務履修や学生生活全般についてのオリエンテーションが行われる。新入生対象のオリエンテーションでは、教務履修に関する履修ガイドや時間割、学生生活に関する『CAMPUS LIFE』 が配布される。大学ポータルサイトシステムは、シラバスのほか、学校行事や授業（例えば休講や補講）に関しての情報を得る重要なツールである。2021（令和３）年度はCOVID-19の感染予防に留意しながら新入生は対面で実施し、新2年生に対してはオンラインで実施した。	新入生のオリエンテーションについてはCOVID-19の感染予防対策をしながら、対面で実施した。新2年生のオリエンテーションについてはCOVID-19の感染状況により、対面でのオリエンテーションの実施ができなかった。	コロナ禍の状況を踏まえて、入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行う。
	(3)学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている	学習成果の獲得に向けたガイダンスであるが、新入生に対する学習や科目選択のガイダンスは4月初めに実施される一泊研修のなかで行われる。一泊研修のスケジュールに英語科の科目履修についての説明の時間が設定されており、教務委員が科目の履修や履修登録の方法、時間割の見方などパワーポイントで説明し、印刷物を配布することにより全般的な説明が行われる。さらにクラス別ミーティングの時間も設置されており、クラスアドバイザーによるガイダンスが行われ、科目の選択に関する詳しい助言・指導が行なわれる。しかし、2021（令和3）年度は新入生の一泊研修は中止となったため、入学式後のオリエンテーションの期間中に対面で教務委員を中心に履修指導を行い、学生は各自、履修登録を行った。新2年生に対する学習や科目選択のガイダンスは、2022（令和４）年3月28日に実施した。	学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っていることが確認された。	現状通り、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行う。
	(4)学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。	2021（令和3)年度は履修に関する、教育課程、履修ガイド、時間割、シラバス等のすべての資料は、ウェブ上で確認することができた。	学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行していることを確認した。	現状を維持する。
	(5)基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。	学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対する補習授業などの措置についてであるが、時間割上では基礎学力が不足する学生のための補習授業を開講していない。しかし１クラス12人前後の学生による少人数の習熟度別クラス編成を採り入れることにより、クラスの授業内あるいは担当者による個人指導などにより、基礎学力の不足した学生への対応が可能となっている。	補修授業等は行っていないが、少人数クラスであるため、科目担当者が基礎学力の不足した学生への対応が可能となっていることを確認した。	基礎学力の不足した学生への対応について学科で検討し、必要であれば対策を講じる。
	(6)学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。	専任教員がクラスアドバイザーとして学生の学習上の悩みや相談を受けるだけでなく、クラスの個々の学生に関して出席状況も含めて注視し、学習成果の達成に向け、必要な場合は学科会議で情報を共有し、適切な助言や指導を行っている。さらに、専任教員はアドバイザークラスの学生と随時面談を行い、「学習カルテ」に記載することにより、次の学期のクラスアドバイザーと学生に関する情報を共有している。	クラスアドバイザー制度により、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備していることを確認した。	現状通り、アドバイザーが中心となって指導助言を行う。
	(7)通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。	本学は通信による教育を行う学科・専攻課程には値しない。	本学は通信による教育を行う学科・専攻課程には値しないことを確認した。	現状を維持する。

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
	(8)進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。	学習成果の獲得に向けて、優秀な学生に対する学習上の配慮・学習支援として、TOEIC®スコアを600点以上獲得した学生に対しては2年生前期科目である「TOEIC応用A」を、TOEIC®スコアを650点以上獲得した学生に対しては2年生後期科目である「TOEIC応用B」の単位を認定している。更に2016(平成28)年度より英語運用能力の高い学生を対象とした学習支援として新たにイングリッシュイマージョンコースを設置したが、2021（令和3）年度は12名の学生を得た。イングリッシュイマージョンコースの学生に対しては、アドバイザーの他にサブアドバイザーが付き、TOEIC®スコアの高得点を目標に授業外の課題を与え、指導している。	進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っていることを確認した。	現状通り、サブアドバイザー制を導入する。
	(9)留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。	現在長期間の留学生の受け入れを行っていないが、毎年5月頃に短期間（2週間程度）でアメリカの協定校からの交換留学生を受け入れており、2019（令和元）年度は1名を受け入れた。また2年次の夏期休業中に定員2名を交換留学生としてアメリカの交換留学協定校に派遣しており、2019（令和元）年度は2名の学生を派遣した。その他には希望者の中から選抜して1年次の2月と3月に3名、2年次の8月と9月に2名の、計5名を短期海外語学研修支援金制度に基づき3週間程度英語圏の語学学校に派遣している。なおイングリッシュイマージョンコースの学生を対象として、TOEIC®の成績上位5名の学生を学科が指定する英語圏の語学学校に1年次の2月、3月に3週間程度派遣している。1年間の長期留学として、TOEIC® や1年次の成績などの量的・質的データから総合判断して5名を上限として認定留学生として認めている。	オンライン留学を提供した。夏期休暇中にセントラルワシントン大学の英語の基礎技能を強化する授業、QQ Englishのフィリピンの学生と共にSDGｓを学ぶプログラムに合計17名の学生が参加した。春期休暇中には、セントラルワシントン大学の英語の基礎技能とアメリカの文化を学ぶ授業、SSLCのキャビンクルーの基礎知識を身につけるプログラムに合計7名の学生が参加した。	コロナ禍の状況を踏まえて、派遣について検討し、必要であればオンライン留学を導入する。
		さらに2019（令和元）年度よりフィリピンのセブ島での海外インターンシップへの参加のため、1名を派遣した。海外インターンシップの事前学習としてセブ島へ2週間の短期語学留学を実施し、希望者5名が参加した。このように選抜方針が異なる様々な長期、短期の留学制度を取り入れることにより、できるだけ多くの学生が海外留学で有益な体験ができることを目指しているが、2020（令和2）年度から2021（令和3）年度まで、上記すべての留学プログラムの実施が中止された。		
		上述のように海外派遣（受け入れ）型の留学が困難な中、学生の学習意欲の向上を目的に、1年生と2年生の希望者を対象に夏期休暇中にオンライン留学プログラムを提供した。学生は、アメリカのセントラルワシントン大学（Central Washington University）、フィリピンの語学学校QQ Englishが提供するプログラムのうち１つを選択し、2週間から4週間、オンラインで英語の授業を受講した。受講費は学科が負担した。セントラルワシントン大学の英語の基礎技能を強化する授業、QQ Englishのフィリピンの学生と共にSDGｓを学ぶプログラム、に合計17名の学生が参加した。また、春期休暇中にも1年生の希望者を対象にオンライン留学プログラムを提供した。学生はアメリカのセントラルワシントン大学（Central Washington University)、カナダのSSLCのどちらかを選択し、2週間から4週間、オンラインで英語のコミュニケーションを強化する授業、アメリカ文化を学ぶ授業、キャビンクルーのための講座を英語で受講した。		
	(10)学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。	学習支援方策については、必要に応じて学科会議で点検している。基本的にはアドバイザーが担当の学生に対して必要に応じて対応している。	学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検していることを確認した。	引き続き、学科会議で点検、検討を重ねる。
基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。				
	(1)学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。	学生支援の組織には学生部委員会（教員組織）、学生課（事務組織）、保健室、学生心理相談室、学生相談業務会議があり、学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生面での生活支援を含む全般的な学生支援にあたっている。学生部委員会は本学と併設大学3学部の学生部委員で構成され、学生部長を議長として月に1度定期に開催され、「学生の福利厚生、学生活動および学生生活に関する事項」「学生の賞罰に関する事項」「学年暦の編成に関する事項」「学生の就活活動に関する事項」「その他教授会から委嘱された事項」に関して審議を行っている。	学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備していることを確認した。	現状を維持する。
	(2)クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。	学生課は「学生の経済的側面での相談窓口（奨学金に関する業務等）」「学生の課外活動における相談窓口（クラブ・サークル、自治会、学園祭等）」「学生情報データベースシステムの運営」「学生の学籍異動（退学・休学等）に関する事務窓口」「学生の授業出席に関わる相談窓口」「その他学生部委員会から委嘱された事項」など学生生活全般における業務を行っている。	クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えていることを確認した。	現状を維持する。
		学生の課外活動、クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動については学生課が支援する業務を行っている。九州地区大学体育大会（インカレ）などの体育会系の対外試合には顧問教職員が引率し、遠征費用の全部または一部を後援会費から補助するなどの支援体制をとっている。文科系のクラブの発表会についても後援会費から援助されている。学生が主体的に活動する学園祭「葡萄祭」であるが、学友会の「葡萄祭実行委員会」を中心に企画され、2021年（令和 3）年度はオンラインでの開催した。学友会は短期大学部生を含む大学生全員を会員とし、総会を年2回開き様々な学生の自治活動を行うと同時に、学年始めのクラブ・サークル紹介や新入生歓迎行事、インカレ壮行会、学内献血、クリスマスイベントなど、様々なイベントも企画する。2021（令和3）年度においては、これらのイベントの一部は感染対策に十分配慮して実施、あるいはオンラインで実施された。		

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
	(3)学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。	学生食堂、カフェ、売店を設置し、学生のキャンパス・アメニティについて配慮をしている。特に、2014(平成26)年度後期には1号館1階を改築してこれまでの約2倍の面積を有するカフェラウンジを開設し、そこにカフェや売店、椅子やソファを備えた学生のための休憩所などを設け、学生が快適な時間を過ごすことができるようにした。更に新館と2号館の間にある池のあるスペースにはテーブルや椅子が配置され、学生が各々自由な時間を過ごせるスペースとなっている。	学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮していることを確認した。	現状を維持する。
	(4)宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。	宿舎を必要とする学生に対しては、2007(平成19)年に学院に設立されたミッションサポートが、下宿、アパートなどの斡旋を行っている。学内の学生寮のほかに、近隣のアパートなどと学校指定の学生寮の契約を結んで、学生に宿舎を提供している。	宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っていることを確認した。	現状を維持する。
	(5)通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。	通学のための便宜としては、正門前に私鉄のバス停があり、授業、課外活動に支障をきたさない程度の便数は確保されているが、増便の要求も行い利便性をはかるよう努めている。また駐輪所に関しても、自転車通学者数に相当する駐輪スペースは確保できているが、学生の自動車通学は基本的に認めていない。これらの点で、学生の通学のための便宜は十分とは言えないがかなりの程度図られていると言える。	通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っているを確認した。	現状を維持する。
	(6)奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。	奨学金等、学生への経済的支援のための制度として、貸与型や給付型の奨学金など、様々な制度を設け学生への支援を行っている。奨学金については学生課の業務の一つであり、奨学金制度の利用を希望する入学生や在学生に対して年度初めのオリエンテーションの中で説明会を実施している。貸与型には日本学生支援機構奨学金、福岡女学院奨学金、福岡女学院後援会奨学金があり、給付型には修学支援奨学金、家計急変支援奨学金、入学前予約型修学支援奨学金などがある。更に特待生として一般選抜型入学試験（個別試験型）特待生、（共通テスト単独型Ⅰ期）特待生、学校推薦型選抜入学試験合格者対象特待生、としてそれぞれ1名ずつの奨学金制度を適用している。	奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けていることを確認した。	現状を維持する。
	(7)学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。	学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制については、保健室、学生心理相談室において適切に対応されている。保健室には専任職員1名と非常勤職員2名が配置され、定期健康診断・応急処置・健康相談・学生教育研究災害障害保険申請等の業務を行っている。定期健康診断は全学生を対象に毎年度実施し、例年受診率98%前後を確保している。2021（令和3）年度は、COVID-19感染症の対策のため、学校医の指導の下、受診項目を最小限にし、各学科、学年毎に受診時間を指定して実施した。1年生、2年生ともに受診率は9割を超えている。	学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えていることを確認した。保健室と学生心理相談室の業務の違い、アドバイザーとの連携が取れる体制があることを確認した。	現状を維持する。
		保健室が主として学生の身体的健康に関する事柄を取り扱うのに対して、学生心理相談室は学生の精神的ケアを主として取り扱う業務を行っている。学生心理相談室に相談に訪れる学生に関して、必要に応じてクラスアドバイザーの教員と連絡をとり、これらの学生が学校生活を円滑に送れるように、精神的ケアにあたっている。また、年1回9月頃に教職員を対象に学生相談研修会を開催して、精神的な障がいを陰に陽に抱える学生に対しての対応の仕方など、啓発する活動を行っている。学生心理相談室での学生からの相談に対しては携帯電話や、ウェブ上から予約が可能となっている。		
	(8)学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。	学生生活に関する意見や要望については、学生機関である学友会が意見を取りまとめ、年に一度、学長に伝える機会を設けている。	学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めていることを確認した。	現状を維持する。
	(9)留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。	本学には留学生は在籍していない。	本学には留学生は在籍していないことを確認した。	現状を維持する。
	(10)社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。	社会人学生の学習支援として特別入試として「社会人特別入試」を設けており、授業料減免の配慮をしている。2021(令和3)年度は社会人入学生が在籍していない。社会人入学生が在籍している場合、当該学生は一般の学生と同じように授業を受けているが、科目履修にあたっては学生と相談のうえ、規程内で就学年数、履修科目の要望に対応している。	社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えていることを確認した。現在は社会人学生はいない。	支援体制については、現状を維持する。

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
	(11)障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。	障がい者の受け入れについては、車いすスロープや、エレベーターの設置など支援体制を整えている。	障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えていることを確認した。	現状を維持する。
	(12)長期履修生を受入れる体制を整えている。	社会人の学習機会を拡大する観点から聴講生・科目等履修生の制度を設けているが、2021(令和3)年度の希望者はいなかった。なお、長期履修生は受け入れていない。	聴講生・科目等履修生の制度を設けているが、長期履修生は受け入れていなことを確認した。	現状を維持する。
	(13)学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。	2021（令和３）年度7月18日に開催されたオンラインでの那珂川市との連携による英語ボランティア活動に学生が4名参加した。また、12月から1月にかけて大学へと編入が確定した短大生がボランティア活動として、大学に在籍するネパール出身の留学生に、日本語のレポートの補助や日本語でのメールの書き方などを教えた。対面とオンラインの両方で2回から5回程度実施した。	学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）が行われていることが確認できた。	地域貢献センターと連携し、学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）への参加を促し評価する。
基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。				
	(1)就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。	就職支援のための教職員の組織として各学部から1名ずつ選出される就職委員会が活動している。	就職支援のための教職員の組織を整備し、活動していることを確認した。	現状を維持する。
	(2)就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。	学内には進路就職課があり、求人票、企業パンフレットなど学生の就職活動のための資料を揃えているほか、後期には進路就職課の職員が学生一人一人と進路について面談を行う機会を設けている。	就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っていることを確認した。	現状を維持する。
	(3)就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。	学生の就職支援のために時間割の中に就職支援プログラムの時間が設定されており、就職に関する有益な情報が進路就職課より提供されている。	就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っていることを確認した。	現状を維持する。
	(4)学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。	教授会では就職委員より学生のインターンシップに関する報告、学生の進路内定状況などが報告されている。2年生アドバイザーには進路就職課より年度後期にクラス学生に関する進路決定状況、進行状況が記された冊子が渡され、教員は学生の進路決定状況を把握できるとともに、進路就職課員と情報を共有している。さらに卒業後には学生の進路決定状況の詳細が部外秘情報として進路就職課から提供されている。教員はこれらの情報を学生指導に役立てている。	学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用していることを確認した。	現状を維持する。
		学科としての学生への就職支援としては、旅程管理主任資格の基礎研修を授業内で修了できるよう「旅程管理I, II」を科目として設け、学生に資格取得を促しているが、COVID-19感染症拡大の影響により、2021(令和3)年度の資格取得者は27名となった。選択科目の「キャリアデザイン」では講師を招き就職試験対策を行っている。また、「エアライン講座」では、外部講師により航空業界についての知識、面接方法などを学ぶことが可能となっている。		
		「インターンシップ」については、進路就職課を通じて提供されるインターンシップ以外に、英語科独自に「旅程管理I, II」を受講した学生を対象に運輸・宿泊・旅行業界へのインターンシップを行っている。また、インターンシップとは別に、航空業界に関心のある学生を対象に国内空港でのモックアップ研修を実施している。2021（令和3）年度はCOVID-19感染症状況により、進路就職課を通じて提供されるインターンシップのほとんどがオンラインで実施され、短大独自のインターンシップの実施は中止された。		
	(5)進学、留学に対する支援を行っている。	進学(編入)を希望する学生に対しては、併設大学への学校推薦型選抜入学試験と総合型選抜入学試験により編入が可能である他、関西学院大学を始めとして国内大学への指定校編入枠がある。こうした編入希望の学生に対しては進路就職課が窓口となってアドバイザーと連携しながら対応している。また、海外への大学編入制度としてはアメリカ、ウィスコンシン大学リバーフォールズ校、ニュージーランドのカンタベリー大学への編入が可能であり、希望する学生については英語科が中心となり学生を支援している。	進学、留学に対する支援を行っていることを確認した。	コロナ禍の状況を踏まえつつ、支援を続ける。
		留学支援に関しては、国際交流課、留学センターを中心として留学希望の学生や海外からの留学生の支援を行っているが、特に本学の学生の留学についてはアドバイザーが希望学生の相談窓口となり、英語科事務室とともに学科全体でサポートする体制をとっている。		

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
	2021年度通年	2021年度通年	2022年度
基準Ⅲ 教育資源と財的資源			
基準Ⅲ-A 人的資源			
基準Ⅲ-A-1　教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。			
(1)短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。	短期大学部は学則に定める理念・目的を達成するために求める教員像及び教員組織の編成方針を定め、英語を専門とする教員を中心に組織を編成している。	教授1名の退官に伴い、教授1名の充足人事を行った。	現状を維持する。
(2)短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。	2021（令和3）年度、専任教員は教授3名、准教授3名、講師2名の合計8名（2名の契約教員を含む）であるので、短期大学設置基準に定める8名の教員数を充足している。	教授昇進1名の昇任人事が行われた。	2022（令和4）年度は退任に伴う補充を行う。
(3)専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。	教員の採用、昇任については「教職員採用に関する内規」「短期大学部教員選考基準」「大学・短期大学部教員昇任等に関する内規」等で十分に審査されており、採用に関しては、教員に欠員が生じたときに大学人事委員会で協議し、学院人事委員会の承認により公募によって行われる。選考は「教職員採用に関する内規」「大学・短期大学部教員採用に関する内規」「短期大学部教員選考基準」「短期大学部教員選考基準実施要領」に基づき学長を責任者として実施され、短期大学部教授会の承認後、院長が決定する。昇任に関しては「大学・短期大学部教員昇任等に関する内規」に基づき、短期大学部教授会の承認後、院長により決定されている。専任教員の職位は研究業績、教育実績、その他の経歴等を短期大学設置基準に則り適切に定められており、それらはウェブサイトで公表されている。	専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足していることを確認した。	現状を維持する。
(4)教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。	短期大学部は英語科1学科のみで構成されているが、教育課程編成・実施の方針に基づいて開講された科目は専任教員（契約教員を含む)と非常勤講師が担当している。	専任教員と非常勤教員の配置について点検した。2021（令和３）年度は27名の非常勤講師が授業を行った。	現状を維持する。
(5)非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。	非常勤講師の採用は短期大学設置基準を遵守し、学位、研究業績、その他の経歴等を教授会で審査・承認して決定している。	2021（令和３）年度は2名の新規非常勤講師を採用した。採用に際しては、短期大学設置基準を遵守し、学位、研究業績、その他の経歴等を教授会で審査・承認して決定した。	現状を維持する。
(6)教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。	学科の教育課程編成・実施の方針のため専任教員以外に適切な数の非常勤講師を配置するとともに、「エアライン講座」、「小笠原流礼法」などの教養科目の実施のために外部の講師を配置している。	補助教員等の配置について確認した。	2022（令和4）年度は「医療事務Ⅰ」「医療事務Ⅱ」の科目新設に伴い外部講師を配置する。
(7)教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。	教員の採用、昇任については「教職員採用に関する内規」「短期大学部教員選考基準」「大学・短期大学部教員昇任等に関する内規」等で十分に審査されており、採用に関しては、教員に欠員が生じたときに大学人事委員会で協議し、学院人事委員会の承認により公募によって行われる。選考は「教職員採用に関する内規」「大学・短期大学部教員採用に関する内規」「短期大学部教員選考基準」「短期大学部教員選考基準実施要領」に基づき学長を責任者として実施され、短期大学部教授会の承認後、院長が決定する。昇任に関しては「大学・短期大学部教員昇任等に関する内規」に基づき、短期大学部教授会の承認後、院長により決定されている。	教授1名の採用、教授1名の昇任人事が行われた。	現状を維持する。
基準Ⅲ-A-2　専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。			
(1)専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。	授業、学生指導並びに各種委員などの校務分掌に相当な時間と労力を費やしているが、専任教員は研究活動に対して教育課程編成・実施の方針に基づいて意欲的に取り組んでいる。専任教員の研究活動に関する情報は、教員の有する学位、所属学会、主な研究業績等とともにウェブサイトで公表されている。	2021（令和３）年度はオンラインの研修会が多かったため、それぞれの専門の学会等に参加した。引き続き、校務分掌と研究活動の両立を図り、研究活動を行いやすい態勢づくりを模索する。	業務の分担、軽減を模索し、研究活動を行いやすい態勢づくりを模索する。
(2)専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。	科学研究補助金、外部研究費等を利用して研究している教員は2021（令和3）年度は1名であった。	引き続き研究活動を行いやすい態勢作りを模索する。	科学研究補助金、外部研究費獲得について研究活動を行いやすい態勢づくりを模索する。
(3)専任教員の研究活動に関する規程を整備している。	専任教員の研究活動は「福岡女学院大学・短期大学部研究費使用内規」など、様々な規定に整備されている。	専任教員の研究活動に関する規程を整備していることを確認した。	現状を維持する。

	Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
(4)専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。	研究倫理を遵守するための取り組みとして全教員を対象として研究倫理研修会が定期的に開催される。また、2015年度より、日本学術会議の「科学研究における健全性の向上について」（平成27年3月6日）の「研究倫理教育の参照基準」に基づき、日本学術振興会が作成した研究倫理eラーニングコース（eL CoRE）を研究倫理教育教材として使用しており、専任教員は5年ごとの受講が義務付けられている。2021（令和３）年度は、12月27日にオンラインで研修会を行った。2月までオンデマンドで配信され、再視聴が可能である。	2021(令和3）年度は12月にオンラインの形で研究倫理研修会が全学を対象に行われた。	現状を維持する。
(5)専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。	専任教員の研究成果を発表する機会としては「福岡女学院大学短期大学部紀要内規」に基づき年度末に福岡女学院大学短期大学部紀要を発刊している。	2021（令和３）年度発行の紀要において、文学系3名、英語教育系2名の寄稿があり、公務分掌と両立して研究成果を出していることが確認できた。	現状を維持する。
(6)専任教員が研究を行う研究室を整備している。	専任教員には個人研究室が与えられ、オフィスアワーでの学生指導や個人の研究に適切なスペースを確保できている。英語科教員の研究室は学生の窓口として有益な機能を果たしている英語科事務室とともに2号館4階のワンフロアーに集中しているので、教員、学生の双方にとって効果的な配置となっている。	専任教員が研究を行う研究室を整備していることを確認した。	現状を維持する。
(7)専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。	専任教員には週に1日研修日が与えられており、これにより研究を行う時間が確保されている。	専任教員の研究、研修等を行う時間を確保していることを確認した。	現状を維持する。
(8)専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。	専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程に関しては、「大学・短期大学部特別研究費に関する規程」（年2回募集）、「学長裁量教育研究費」により海外での学会発表や研究に関する出版等に対する助成があるが、2021（令和3）年度にはこの適用を受けた教員はいない。また勤務年数5年以上の専任教員は「大学・短期大学部教員長期研修規程」に基づき、国内あるいは海外で1年間の長期研修を行う資格が与えられるが、2021（令和3）年度には該当者はいなかった。	専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備していることを確認した。	現状を維持する。
(9)FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。	FD活動に関する規程の整備、実施に関しては「福岡女学院大学短期大学部自己点検・評価・FD委員会規程」によりFD委員会が組織され、年に2度ずつ学生による授業評価と教職員を対象とした公開授業を実施し、評価に対してフィードバックを行い公開し、授業改善に役立てている。	2021（令和３）年度は前期7月、後期は12月の学科会議で公開授業を通して、授業改善についてFD活動を行った。	現状を維持する。
(10)専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。	専任教員はウェブ上で担当学生の出欠状況、成績状況を把握することが可能であり、学生の学習成果の獲得に向け、大学の職員が属する教務部委員会、学生部委員会、キャリア教育センター運営委員会、メディア情報教育センター運営委員会で情報を共有し、必要に応じてアドバイザーは心理相談室等と連携をとっている。	専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう、それぞれが所属する委員会を通じて学内の関係部署と連携した。	現状を維持する。
基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。			
(1)短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。	事務組織は「福岡女学院規則」に規定されている。事務分掌は「学校法人福岡女学院事務分掌規程」に規定している。短期大学部の事務は併設の大学と共通の組織のもと事務作業を行っている。	事務局長を法人のトップとし、大学事務部長のもと大学の事務組織を整備して専任職員と非専任職員とで業務分担を図りながら業務を行っている。	
(2)事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。	事務職員の専門性を高める観点から、事務分掌に基づき、業務分担の明確化を図っている。事務分掌は「学校法人福岡女学院事務分掌規程」に規定している。 各課の連携、情報の共有化を図るために毎月1回事務局長のもと、法人すべての事務部長、事務次長、課長が構成員となる課長会議を開催している。		
(3)事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。	毎年度大学、短期大学部の事業計画、事務局の運営方針をもとに各課の運営方針をで定め、それに基づき事務職員は、自身の担当業務に関する1年間の活動目標を３つ定めて目標管理シートに記入、10月に課長と中間面談を行い、3月に目標に対する結果をもとに育成面談を行うことで、事務職員の職務上の能力を育成している。	目標管理シートは目標に対する自身の活動結果を5段階で自己評価して所属長と面談を行い、所属長は面談の内容をもとに5段階で面談者評価を行う。	
(4)事務関係諸規程を整備している。	職員の就業に関する諸規程（就業規則、給与規程、育児・介護休業規程等）を整備し、教職員に周知している。		
(5)事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。	事務職員は業務に係る機器備品として、学内 LAN やパソコン等OA 機器を整備し、施設は来客用応接室、ミーティング用面談室、業務打ち合せスペースを確保している。		
(6)SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。	事務職員が業務に必要な知識、技能等を修得させ、業務の遂行に必要な能力、資質等を高めて、人事の活性化に資するとともに、業務能率の向上を図ることを目的として「福岡女学院事務職員研修規程」を定め、研修を行っている。	事務職員の研修は毎年発行する研修年俸に記録されている。	
(8)事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。	事務職員の一部は、教務部委員会や学生部委員会、自己点検・評価・FD委員会の構成員として教員とともに課題を共有し改善策を検討を行っている。		

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
	(1)教職員の就業に関する諸規程を整備している。	「労働基準法」等の関係法令に基づき、就業に関する諸規則は「就業規則」に規定されている。適正な人事管理が行われている。		
	(2)教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。	ウエブサイトにすべての諸規程を閲覧できるよう整備し、教職員は随時閲覧できるようになっている。		
	(3)教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。	またグループウェア服務に関わる諸届、申請書等がダウンロードできるようになっており、教職員の就業に関する諸規程に基づき人事・労務等に関する管理を行っている。		
基準Ⅲ-B 物的資源				
基準Ⅲ-B-1　教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。				
	(1)校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。	校地については併設大学と共有しており、短期大学設置基準に基づく必要校地面積 2,000㎡を超える74,185㎡を有している。		
	(2)適切な面積の運動場を有している。	運動場の面積は6,246㎡であり、十分な広さを有している。		
	(3)校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。	校舎についても併設大学と共有しており、短期大学設置基準に基づく必要校舎面積 1,900 ㎡に対して35,286㎡を有している。		
	(4)校地と校舎は障がい者に対応している。	バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス整備を行っており、概ね整備できている。	エレベータのない5号館はキャンパスマスタープランにおいて対応する。	
	(5)教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。	本学は教育課程編成・実施の方針に基づいて、講義室、演習室を十分に備えている。		
	(6)通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。	本学は通信による教育を行う学科・専攻課程にはあたらない。		
	(7)教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。	本学は教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を十分に整備している。		
	(8)適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。	図書館は福岡女学院大学図書館規程、福岡女学院大学図書館資料除籍基準に基づいて運営されている。建物は 2 階建て(書架部分の一部は 3 階建て)で 2,058㎡の広さを有している。		
	(9)図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。			
	① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。	本学図書館においては福岡女学院大学図書館資料収集方針、福岡女学院大学図書館資料収集に関する申合せに基づき、大学・大学院での教育研究上必要な資料を体系的に整備するように努めている。 本学図書館の書架収容率は130%を超えており、書架狭隘化が長年の深刻な課題であることから電子リソースの導入を積極的に進めているが、人文社会系の和書は電子書籍のコンテンツが少なく、学生や教員が希望する資料の殆どは冊子でしか入手できない状況のため、冊子が中心の構築となっている。 除籍については福岡女学院大学図書館資料除籍基準に照らし、2021（令和3）年度除籍候補資料の準備を年次計画に基づいて実施、2022（令和4）年3月現在、経理課と調整を行っている。	冊子については学生への貸出冊数が2020年度の9,876冊に対し、2021年度は2月末の時点で19,851冊へ増加した。これは来館利用の増加が大きな要因であるが、合わせて利用者の状況に応じた冊子または電子の提供ができたことによるものと考える。	資料整備においては福岡女学院大学図書館資料収集方針及び福岡女学院大学図書館資料収集に関する申合せに基づき、計画的に実施する。さらに新型コロナとの共存、新しい学びのスタイルに応えるための電子リソースの整備・維持についても資料費やインフラ予算確保を行い、さらなる充実化を図る。 書架狭隘化の対策については、外部倉庫拡充が実現不可となったため、可能な範囲での除籍の実施と学内スペースの検討を行うが、スペースが確保できるまでは閲覧スペースを見直して対応する。 蔵書点検は例年通り実施するが、予算削減により業者委託ができないため、図書館職員で実施（点検範囲を縮小、年3回）する。
	② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。	シラバスに掲載された参考文献等、授業に関連のある資料を網羅的に収集し、教員の名前ごとに指定図書コーナーに配置、その他にも、教員による選書をはじめ、学生や大学院生自身による購入希望を積極的に取り入れることで、教育研究に必要な資料を供している。	2022年度は全授業を対面で行う予定のため、より一層、冊子を中心とした利用が増えることが推測される。電子と冊子の整備がより重要となるが、2022年度は大幅な予算削減となったため、利用者が必要とする資料の十分な提供が難しくなる可能性があることが懸念される。	
	(10)適切な面積の体育館を有している。	体育施設については、2021（令和1）年度3月に新体育館として「ミッションスポーツアリーナ」が（面積3,330㎡）完成した。アリーナにはバレーボールコート2面分の広さがあり、フィットネスジムやボルダリングウォールがあり、シャワールームなどを完備している。また、冷暖房を完備しており、年間を通して、様々なアクティビティを行える環境となっている。		

			Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
		(11)多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。	本学では情報フロア各教室に限らず他の教室においても、教員が使用できるプロジェクター、有線 LAN、DVD、現物投射機を備え付け、各教員が設置してある設備を有効に活用し授業の効果を高める工夫ができるよう環境を提供している。		
		(1)固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。	施設設備は併設大学と共用で運用している。規程として固定資産及び物品管理規程、経理規程、調達規程を整備し、施設設備、物品を維持管理している。		
		(3)火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。	火災・地震対策は福岡女学院危機管理規程、並びに学校法人福岡女学院防火・防災基本計画を整備している。		
		(4)火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。	定期的な点検・訓練を行っており、2021(令和3)年度は10月29日に消火訓練・避難訓練(地震・火災を想定)を行った。防犯対策は正門・南門・西門それぞれに守衛を置くとともに、各所へ防犯カメラを設置し、学内のセキュリティを高めている。		
		(5)コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。	情報セキュリティについては、福岡女学院情報セキュリティ規程に基づき、適正に管理 している。		
		(6)省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。	省エネルギーへの取り組みとして、温室効果ガスの削減を目指し 125 周年記念館は、屋上には 30kWの太陽光パネルを設置し、省エネルギー化に貢献している。さらに電力量の制限値を設定し空調や不要な電灯のこまめな停止を行っている。また、省エネルギー対策実施要綱を設け、空調の管理、クールビズやクールビズの期間などの詳細を記載し、それに準じている。		
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源					
基準Ⅲ-C-1　短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。					
		(1)教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。	教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。		
		(2)情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。	毎年発刊している「情報リテラシー ハンドブック」は、情報リテラシー(基盤教育科目：必修)のサブテキストとして利用されている。大学の学内ネットワークやメール、LMS(学習管理システム)、情報フロア(ＰＣルーム・CALL教室など)の利用などの説明を含み、情報リテラシーのテキストの内容を補完する構成になっている。本学の情報教育の質の確保、向上のための取り組みのひとつとして、内容を精査し、学生にわかりやすい資料を提供する取り組みを行っている。 また、COVID-19対策の一環として、教員の遠隔授業・ハイブリッド授業の準備対応、WEBオリエンテーションの実施サポート、学生の遠隔受講のサポートなど業務はさらに多岐にわたっている。	現在、情報科目を担当している専任教員は2名で、情報リテラシー(基盤教育科目：必修)はすべて非常勤講師が担当している。情報科目を担当する専任教員の増員が望ましい。	
		(3)技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。	技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。		
		(4)技術的資源の分配を常に見直し、活用している。	技術的資源の分配を常に見直し、活用している。		

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
	(5)教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。	情報教育に関しては、情報教育センターが運営している。 センターは、本学の情報処理教育推進の主幹部署であり、メディア情報課の技術支援を受けて、学内ネットワークを中心とした情報教育・研究システムの構築や運用管理、情報化を継続的に推進している。詳細には、学内ネットワーク環境やメール環境の提供、LMS(学習管理システム：Learning Management System)をはじめとした教育支援、授業支援を実施、学生・教職員全体にサポート業務を行う。	構成員：センター長，各学部より選出された運営委員，センター助手，メディア情報課長　計8名 ・合同部会 構成員：センター長，センター助手，メディア情報課職員　計6名 ・教育部会 構成員：センター長，センター助手　　計3名 ・科目部会 構成員：センター長，情報科目担当専任教員，センター助手　計5名 合同部会では，主にメディア情報課が中心に行う学内ネットワークの運用状況や，整備，問題点の解決に向けた作業などの審議，報告を行った。 教育部会では，学習支援を中心に，授業サポート，自習支援などを通して，学生の学修状況や，問題点などの解決を図る。 情報科目のシラバス，テキストなど学修内容については，科目部会で検討する。また，基盤教育(情報)の方針を審議し，提案を行う。 毎月の情報教育センター運営委員会では，合同部会，教育部会で検討された内容の審議を行い，運営委員を通して，各学部と情報の共有を行う。また，基盤教育科目群(情報)に関する開講計画の立案，履修状況の分析，情報教室運営・整備，ネットワークシステムの運営管理などに関わる活動内容を運営委員会に諮り検討を実施する。 以上のような運営委員会，部会などにおける検討・議論を通して，改善・向上に向けての取り組みを定期的に行っている。	前年度から継続している学内ネットワークを中心とした情報教育・研究システムの構築や運用管理、情報化に加え、2021年度から継続してCOVID-19の対策として遠隔授業、対面授業と遠隔授業の併用であるハイブリッド授業のサポートを行う。 また基盤教育カリキュラムが2022年度に完成年度をむかえるため、2023年度からの新カリキュラムの具体化・確定を行う。 オンライン化・DX化を促進するため、これまでに得たノウハウを活かしながらさらに発展させるべく、日々の運営を行う。Google Workspaceに加え、Microsoft包括ライセンスのアプリケーション群の活用についてもマニュアルの整備を進める。
	(6)学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。	キャンパス内の無線ＬＡＮ環境については順次拡張を行っており、敷地内ほぼ全エリアをカバーしている。		
	(7)教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。	遠隔授業装置を8教室（131、134、211、321、341、342、421、422）に導入した。		
	(8)コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。	２Gbps(学術情報ネットワークSINET)によるインフラ環境を土台とし、学生の学習環境として、ＰＣルーム４室(216台)、CALL教室(120台)、コンテンツ制作系実習室(30台)、タブレット型アクティブ・ラーニング教室(40台)を125周年記念館３Ｆの情報フロアに集約設置している。		
	② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。	事業活動収支では事業活動収入が約52億9百万円となり、予算に比して約3千4百万円の増収となった。それに対して事業活動支出の合計は約50億6千5百万円となり、約1億4千4百万円の基本金組入前当年度収入超過となった。当年度の基本金組入額、前年度繰越収支差額を加えた結果、翌年度繰越収支差額は約12億7千9百万円の支出超過となった。		
	③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。	貸借対貸借対照表においては、総資産は約207億5千5百万円となり前年度に比して約5千万円の減少となった。主に特定資産の取崩によるものである。負債は、約23億9百万円となり約1億9千5百万円の減少となった。なお、外部負債である借入金は計画通り返済している。基本金は約197億2千6百万円となり約8億5千7百万円の増加となった。これは、主に大学体育館整備工事等によるものである。		
	⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。	学院全体の取り組みとして「ぶどうの木募金」として募金活動を行っている。この活動は学生・生徒の奨学資金の充実、学生・生徒・園児の教育、学習および生活に関する支援事業を目的として行われている。本学院は、文部科学省より寄付金控除の対象となる証明を受けており、この寄付に対しては、原則として税制上の優遇措置を受けることができる。募集に関してはウェブサイトや資料を配布し周知を行っている。その他の寄付に関しては申し出があった都度、経理課にて受付処理をしている。なお、学校債については発行していない。		
	③ 年度予算を適正に執行している。	予算の執行は、経理規程及び調達規程等に基づき、各部所から支払い申請がなされた伝票を、各事務室は予算統制管理を行い、手順に基づいた決済を得ているので適正に管理されていると考える。		
	⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。	経理課は月次計算書を作成し、事務局長を経て理事長へ報告を行っている。		
	(1)短期大学の将来像が明確になっている。	本学は第1期中期計画（2016（平成28）年度～2021（令和3）年度）を策定し、教育・研究・運営管理に関する計画をを積極的に実施し、より発展的で安定的な大学運営を目指した。	第 1 期中期計画は本学が社会の変化に対応し、長期的発展に向けて様々な新しい試みを行なった期間といえる。	第 2 期中期計画ではその成果を活かし、残された課題は積極的に解決することで、より発展的で安定的な大学運営を目指す段階である。
	(2)短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。	短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。		

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
	① 学生募集対策と学納金計画が明確である。	学生確保に向け、学生募集の取り組みの一環として、入試制度の見直しを行った。		
	② 人事計画が適切である。	教員及び事務職員の採用枠・昇任基準などについては、学院人事委員会で審議・決定しており、本学の入学定員100名に対し、専任教員は8名（うち教授3名）を配置しており、短期大学設置基準上の要件は満たしており適切である。		
	③ 施設設備の将来計画が明瞭である。	学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、キャンパス・マスタープランに基づき、校地、校舎、施設及び設備の維持管理を計画的に行う。管理するにあたっては安全性、利便性及び衛生面を考慮し、適切な環境整備を行う。		
	④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。	外部資金獲得のために、担当職員が申請窓口となり、外部資金に関する情報を発信したり、資金獲得のための説明会を開催したりなどの支援をしている。更なる外部資金の獲得については、推進する体制を整備している。		
	(5)学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。	学内での経営情報の公開は、予算策定時の事業計画、決算時の収支決算書、事業報告書を開示しており、常任理事会で報告される財政状況等は学長より学部長へ報告され危機意識の共有は図られている。		
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス				
	① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。	理事長は、2015（平成27）年8月より福岡女学院看護大学の学長を務め、2021（令和3）年6月に理事長に就任し、福岡女学院看護大学の学長と兼務している。本学校法人全体を精通し、建学の精神及び教育理念・目的を理解しており、学校法人の発展に寄与している。		
	② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	理事長は、学校法人福岡女学院寄附行為第7条第3項に基づき、同規程第3条に規定している目的を達成するために、学校法人を代表しその業務を総理している。		
	③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。	理事長は、学校法人福岡女学院寄附行為第28条に規定している通り、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。		
	① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。	理事会は、年に2回以上開催されており、学校法人福岡女学院寄附行為第13条に規定されている学校法人の運営に関わる重要事項（予算、事業計画等）を審議しており、同規程第10条第2項に規定されているように学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。 また、常任理事会は、理事長と常任理事をもって組織している。常任理事会は8月を除く月1回の開催しており、学校法人並びに各校の経営状況等を審議している。		
	② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。	理事会の招集は学校法人福岡女学院寄附行為第11条に基づき理事長が行い、同規程第7条第4項において理事会の理事長が議長となることを定めている。		
	③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。	理事会にて2021（令和3）年度福岡女学院大学は第三者評価機関による認証評価を受審し、適合を受けた件については、理事会において報告が行われている。評価結果詳細についても、報告し、今後課題となり、取り組まなければならない事項を認識している。		
	④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。	理事長および理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。また、経済講演会への参加など幅広く交流の機会を持ち情報交換・収集に努めている。		
	⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。	理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識しており、学則をはじめとする重要な規程に関しては理事会での審議を経て整備している。		
	① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。	理事は、私立学校法第38条の規定に基づき選任され、本学の建学の精神をよく理解し、本学の健全の経営について学識及び見識を有しているものを選任している。		
	② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。	理事は私立学校法第38条の規定に基づき選任され、本学の建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有しているものを選任している。 また、常任理事として院長、大学長、看護大学学長、校長、事務局長の理事5名と理事長が指名した若干名の理事を選任している。この常任理事からなる常任理事会は法人に関する緊急な事項、理事会から委託された事項、理事長が必要と認めた事項を処理し、これらの事項については理事会の承認を求めることとなっている。		
	③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。	学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、学校法人福岡女学院寄附行為に準用されており、第9条の2第2項第4号に規定されている。		

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2021年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2022年度
	① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。	学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、中期計画(2019(平成31)―2021(令和3)年度)のを策定し、福岡女学院大学教授会規程第3条に規定している通り、２カ月ごとに連合教授会を開催し、意見を参酌し、最終的な判断をしている。		
	② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。	学長は本学の2018（平成30）年度4月より副学長を務め、2021（令和3）年度4月より学長に就任した。1980年より福岡市立中学校の教員を務め、その後、2007年4月より本学の人文学部教授に就任し、専門は、学校臨床教育学・道徳教育・人権教育である。短期大学設置基準第22条の2の通り、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。		
	③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。	学長は、本学の建学の精神に「イエス・キリストに基づく福岡女学院創立の精神」に基づき、教育研究の推進に当たっては、短期大学の向上・充実に向けて、勤しんでいる。		
	④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。	福岡女学院大学短期大学部学則第46条に規定しているが、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）は教授会の審議を経て、学長が決定を行う。		
	⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。	福岡女学院規則第28条第2項に規定しているが、学長は最高責任者として、校務をつかさどり、所属教職員を総督している。		
	⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。	本学の学長は併設大学と兼任しており、学長の選出については、大学学長選任規程に基づき、資格は同規程第4条に定められており、原則としてキリスト者であり、福岡女学院大学短期大学部学則第1条に定められている目的を達成するにふさわしく、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学・短期大学運営に関し識見を有すると認められる者であるとしている。なお、キリスト者でない者が選出された場合は、同規程第4条第3項に規定されている通り、キリスト者である副学長をおき、本学の建学の精神であるイエス・キリストに基づく福岡女学院創立の精神をゆるぎないものとしている。		
	① 教授会を審議機関として適切に運営している。	教授会は福岡女学院大学教授会規程に基づき月1回を原則として教授会を開催され、併設大学と合同で審議する事項については連合教授会にて行われる。連合教授会に至るまでには、学長、副学長、大学の学部長、大学院研究科長、短期大学部長、大学事務部長を構成員とする学部長会議、学部長会議構成員に各部館長、センター長を含めた部長会議が開催され議題が整理されている。この連合教授会に関しては同規程第2章にて規定されている。		
	② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。	教授会、連合教授会にて審議される内容についても福岡女学院大学教授会規程に規定されており、構成員への周知が図られている。		
	③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。	学長は、福岡女学院大学教授会規程第15条に基づき、学生の入学・卒業・退学・除籍・休学・復学・転科・転学部・転学・編入学・再入学及び留学に関する事項及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴収し、決定している。		
	④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。	教授会は福岡女学院大学教授会規程に基づき月1回を原則として教授会を開催され、併設大学と合同で審議する事項については同規程第6条に規定されている通り、連合教授会にて行われる。		
	⑤ 教授会の議事録を整備している。	議事録については事務部にて学部ごとに担当者を決め作成し、内容については教員によって確認されて整備している。		
	⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識共有している。	学習成果及び3つの方針に対する意識共有については教員が十分に理解し、適宜教授会にて検討が行われている。		
	⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。	学長・教授会の下に教育上の各種委員会が設置され、それぞれの委員会に関しては規程を設けそれに基づき適切に運営している。		
基準Ⅳ-C ガバナンス				
	(1)監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。	監事は福岡女学院寄附行為第6条の2に基づき、本法人の理事、職員(教員その他の職員を含む。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外で理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。なお、監事は外部より選ぶものとし、学外の者を2名選任している。監査計画に基づき、業務を遂行する。期中・期末監査では、会議等の記録を確認し、学長と面談を行い、執行状況を確認している。常任監事は毎月の常任理事会に出席し意見を述べている。		

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2021年度通年	2021年度通年	2022年度
	(2)監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。	監事2名は、原則、理事会及び評議員会に出席している。理事会及び評議員会では業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行状況について意見を述べられる体制を整えている。		
	(3)監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。	監事は学校法人福岡女学院寄附行為第8条第4項及び学校法人福岡女学院監事監査規程第10条第2項に基づき、毎会計年度、監査報告書を作成し、5月に開催される、理事会、評議員会に提出している。		
	(1)評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。	学校法人福岡女学院寄附行為の第15条第1項において理事の定数を34名と定め、理事定数が16名であることから、理事の定数16名の2倍を超える人員で組織されている。		
	(2)評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。	評議員会は学校法人福岡女学院寄附行為第19条の定めに従い次の項目に関して理事長の諮問に応じ、意見を述べるものとしている。 予算、決算、事業の実績に関する事項及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金、役員に対する報酬等の支給の基準、重要な資産の処分、寄附行為、本法人の解散、合併、役員の解任の重要事項等		
基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。				
	(1)学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。	公表する情報は適切に更新されている。	適切に行っている	公表する情報は適切に更新されている。
	(2)私立学校法に定められた情報を公表・公開している。	公表する情報は適切に更新されている。	適切に行っている	公表する情報は適切に更新されている。
	⑥　理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規定を整備している。	理事会は学校法人及び本学の運営に必要な規定を整備しており、適宜点検し、必要があれば、規程を改定を審議している。		